

平成 30 年度林野庁委託事業

「クリーンウッド」利用推進事業のうち
生産国の現地情報収集事業
(大洋州地域等)

報 告 書

抜粋
【ロシア】

令和 2 年 3 月

林野庁

：本国別報告書の抜粋（要約）箇所

目 次

1	報告書の概要	1
2	事業の概要	2
2.1	事業の背景及び目的	2
2.2	事業の実施内容等	3
2.3	事業の実施体制	11
3	生産国における現地情報の収集	12
3.1	パプアニューギニア	12
3.2	ソロモン諸島	65
3.3	ロシア	119
3.4	ベトナム	155
3.5	中国	213
	巻末資料（成果報告会資料）	247

1 報告書の概要

TPP 協定の「環境章」において、各国における違法伐採の抑止に働く行政措置の強化が規定された。これを踏まえて、平成 29 年 5 月に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（以下、「クリーンウッド法」という）が施行された。また、平成 29 年 11 月から、同法に基づく木材関連事業者の登録が開始された。

このような背景の中、木材関連事業者による木材等の合法性確認等の取組を一層推進するため、平成 30 年度補正予算において、生産国における現地情報の収集が予算化され、企画競争の結果、一般社団法人日本森林技術協会と公益財団法人地球環境戦略研究機関を構成員とする共同事業体の企画が採用され、本事業が実施された。

本事業の目的は、木材関連事業者が効率的に木材等の合法性確認等の取組を実施できるよう、生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集することである。

調査対象国は、パプアニューギニア、ソロモン諸島、ロシア、ベトナム、中国の計 5 カ国であり、それぞれの国において木材流通状況、関連法令・許認可制度、その他参考情報等が収集された。

各調査対象国の現地調査及び文献調査は平成 31 年 3 月から令和元年 11 月にかけて実施され、調査結果の詳細は本報告書の第 3 章に整理されている。

また、本事業の円滑かつ効果的な実施のため、学識経験者、業界団体、林野庁等から成る調査委員会が設置され、事業実施期間中に 3 回の調査委員会が開催された。

本事業の成果は、令和元年 12 月中旬に開催された成果報告会において広く事業者等の関係者に報告された後、合法伐採木材等に関する情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」に掲載できる様式で整理するとともに、本報告書にとりまとめられた。

2 事業の概要

2.1 事業の背景及び目的

TPP 協定の「環境章」において、各国における違法伐採の抑止に働く行政措置の強化が規定された。これを踏まえて、平成 28 年 5 月に「クリーンウッド法」が制定され、1 年後の平成 29 年 5 月 20 日に施行された。そして、平成 29 年 11 月から、同法に基づく木材関連事業者の登録が開始された。

クリーンウッド法第 5 条において、事業者の責務として「木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない」と定められており、同法第 6 条において、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置について主務省令で定めるとされている。この措置において、各木材関連事業者は、自ら取り扱う木材・木材製品が合法的に伐採された木材かどうかを判断するために、「デューデリジェンス」（払って然るべき正当な注意義務及び努力）の思想を含めた適切な合法性の確認を行うこととされている。

また、国は、合法伐採木材の利用のための判断基準となるべき事項を定めるとともに、合法伐採木材の流通及び利用の促進に必要な関連情報を収集・提供することとされており、木材関連事業者が各生産国からの輸入を行う際に、効率的に合法性の確認を行い、事業が行えるよう情報を提供する必要がある。

このため、林野庁は、同庁ホームページ内に、合法伐採木材等に関する情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を公開しており、クリーンウッド法などの法令に加え、木材関連事業者が「合法性の確認」を行う際に有益な生産国の木材の流通状況や関係法令に関する各種情報を掲載している。

このような背景の中、木材関連事業者による木材等の合法性確認等の取組を一層推進するため、平成 27、28、29 年度の先行事業に引き続き、平成 30 年度補正予算において『『クリーンウッド』利用推進事業のうち生産国の現地情報収集事業（大洋州地域等）』として本事業が実施された。

本事業は、「クリーンウッド法」に基づいて木材関連事業者による合法性の確認等の取組を一層推進するため、木材関連事業者が効率的に合法性の確認等の取組を実施できるよう、生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集することを目的としている。

2.2 事業の実施内容等

2.2.1 事業の内容

『クリーンウッド』利用推進事業のうち生産国の現地情報収集事業（大洋州地域等）に係る仕様書」に示された本事業の具体的な内容は、次のとおりである。

1) 事業概要

木材関連事業者が取り扱う木材等の合法性の確認を適切に実施できるよう、以下の取組により、生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集して、「クリーンウッド・ナビ」に掲載できる形に取りまとめる。

2) 事業の具体的内容

事業の具体的内容は以下のとおりとする。なお、事業の実施にあたっては、あらかじめ林野庁と協議の上で実施することとする。

(1) 調査対象国

ロシア（主に極東）、パプアニューギニア、ソロモン諸島、中国、ベトナム等

(2) 調査内容

ア 森林の伐採に関する法令調査

- ・伐採に関する法令（改正状況含む）の概要
- ・伐採に関する許認可制度の状況及び許可証等の法令に基づく書類の有無
- ・伐採の合法性が確認できる書類（証明システム）の事例及びその発行条件

イ 木材の流通段階における法令調査

- ・木材の流通段階における法令の有無及び事例
- ・木材・木材製品を輸入・輸出する際の法令・証明システムの有無及び事例

ウ 木材流通状況調査

- ・調査対象国の木材流通の特徴（主要な木材輸出製品、木材の原産国等）
- ・森林認証システムの導入状況
- ・違法伐採に関する情報の有無・あればその内容

2.2.2 事業実施の基本方針

事業の実施にあたっては、上記のような本事業の背景、目的、内容（貴庁の要求事項）を十分に踏まえた上で、当共同事業体のこれまでの経験・教訓や各調査員の「強み」を最大限に活かし、次の基本的な方針を掲げて、事業実施に取り組んだ。

1) 調査対象国の選定

基本的に、『クリーンウッド』利用推進事業のうち生産国の現地情報収集事業（大洋州地域等）に係る企画競争応募要領」に記載された国を調査対象国とした。

調査対象国は、大きく次の2つに区分される。

- ①「クリーンウッド・ナビ」に既に掲載している国のうち情報の充実が必要な国：
パプアニューギニア、ソロモン諸島、ロシア（主に極東）
- ②「クリーンウッド・ナビ」に既に掲載している国のうち木材の加工品の貿易がさかんな国：
ベトナム、中国

上記①に区分される調査対象国については、「クリーンウッド・ナビ」の掲載内容を十分に確認の上、充実が必要な情報を特定し、焦点を絞った効率的な現地調査を実施した。

上記②に区分される調査対象国については、「クリーンウッド・ナビ」の掲載内容を十分に確認の上、同国が木材を輸入している生産国を特定するとともに、輸入の際の合法性確認に関する情報に焦点を絞り、効率的な現地調査を実施した。

表 2.2.1 本事業の最終的な調査対象国

調査区分	調査対象国
現地調査	【大洋州地域】パプアニューギニア、ソロモン諸島、ロシア、ベトナム、中国 計5カ国

2) 調査範囲

調査対象とする範囲、もしくは調査の枠組みを、クリーンウッド法第6条で事業者の責務として課せられた「デューデリジェンス」の基本概念に基づき、素材生産から、加工、輸出までの段階を主な調査対象とした。また、特に加工貿易国である調査対象国②については、過年度に調査済みの上記の段階の情報を必要に応じて更新すると共に、素材の輸入から再輸出までの段階を主な調査対象とした。

(1) 木材流通状況に関する調査範囲

上述の調査範囲を基本とする上で、日本への木材等の輸入状況は調査対象国ごとに異なるため、木材関連事業者が効率的に合法性の確認等に取り組むために求める調査結果も国ごとに異なる。したがって、各国の木材生産及び輸出入の現況情報を整理して、調査対象国を經由して対日輸出される主要製品種目を特定した。素材生産国である調査対象国①については、その主な輸出相手先国として、日本と日本に再輸出する主な加工貿易国を特定した。一方で、加工貿易国である調査対象国②については、その主な輸入相手先国として、素材生産国を特定した。これにより、我が国を終点とするサプライチェーンの中で、調査対象国がどこに位置しており、その製品種目の木材素材の原産国はどこであるかを明確にした上で、調査対象国間の関連性も

考慮しながら情報を収集した。

(2) 「合法性の確認」に関する調査範囲

クリーンウッド法上の合法性の範囲とは必ずしも一致しないが、より幅広い合法性の情報を整理するため、EU 木材規則の合法性の範囲を参考とした。EU 木材規則の合法性の範囲は以下のような項目に定義されており、ヨーロッパ木材貿易連盟 (ETTF) もリスク評価の調査範囲としてこれを採用している。

- ☑ 合法伐採権 (土地所有権、コンセッションライセンス、森林管理・伐採計画、伐採許可)
- ☑ 税金と手数料 (ロイヤルティの支払と伐採手数料、付加価値税とその他売上・販売税、収入及び利益税)
- ☑ 木材伐採 (林業 (木材伐採) 規制、保護地域及び樹種、環境配慮事項、安全衛生、合法的な雇用)
- ☑ 第三者の権利 (慣習的な権利、自由で事前の十分な情報に基づく同意 (FPIC)、先住民の権利)
- ☑ 貿易と輸送 (樹種・量・品質の分類、貿易と輸送、外国間貿易と振替価格操作、税関規制、CITES (ワシントン条約)、デューデリジェンス/デュー・ケア)

本事業では、特に木材伐採や第三者の権利に関する項目について、持続可能性に配慮した調達で社会的な関心が高まる傾向にあるため、十分な確認を行うこととした。

(3) 「追加的措置」に関する調査範囲

クリーンウッド法では、合法性の確認ができない場合、追加的措置が必要とされている。追加的措置の手法については、EU 木材規則下のリスク低減の手法が参考になると考えられた。ETTF が EU 木材規則に忠実に策定したリスク低減の手法は、以下のように分類されている。

- ☑ 現地サプライチェーン監査 (CoCに特化)
- ☑ 森林管理ユニット (FMU) 監査 (現地FMU監査又はFMU監査に基づく文書確認)
- ☑ 認証/証明木材を要求する
- ☑ サプライヤー代替
- ☑ サプライチェーンマッピング (追加情報の要求)

本事業では、このようなリスク低減に関する手法の内訳を参考にして、各国におけるリスク情報を整理した上で、どのような追加的措置の手法が有効かを考察することとした。

また、最近の持続可能性に配慮した調達においては、監査や認証プロセスにおいて、どのようにして書類と現場・現物の実態に乖離が出ないようにするかが重要になってきているため、こうした点についての確認にも留意することとした。

2.2.3 事業の実施

本事業は、生産国における「現地情報の収集調査の実施」と、「調査委員会の開催」の2つのコンポーネントで構成され、その結果を「成果報告会の開催」に収斂させ、事業成果につなげるものである。

本事業の実施に当たっての作業フローは、図 2.2.1 に示すとおりであり、それぞれのコンポーネントの実施内容は次のとおりである。

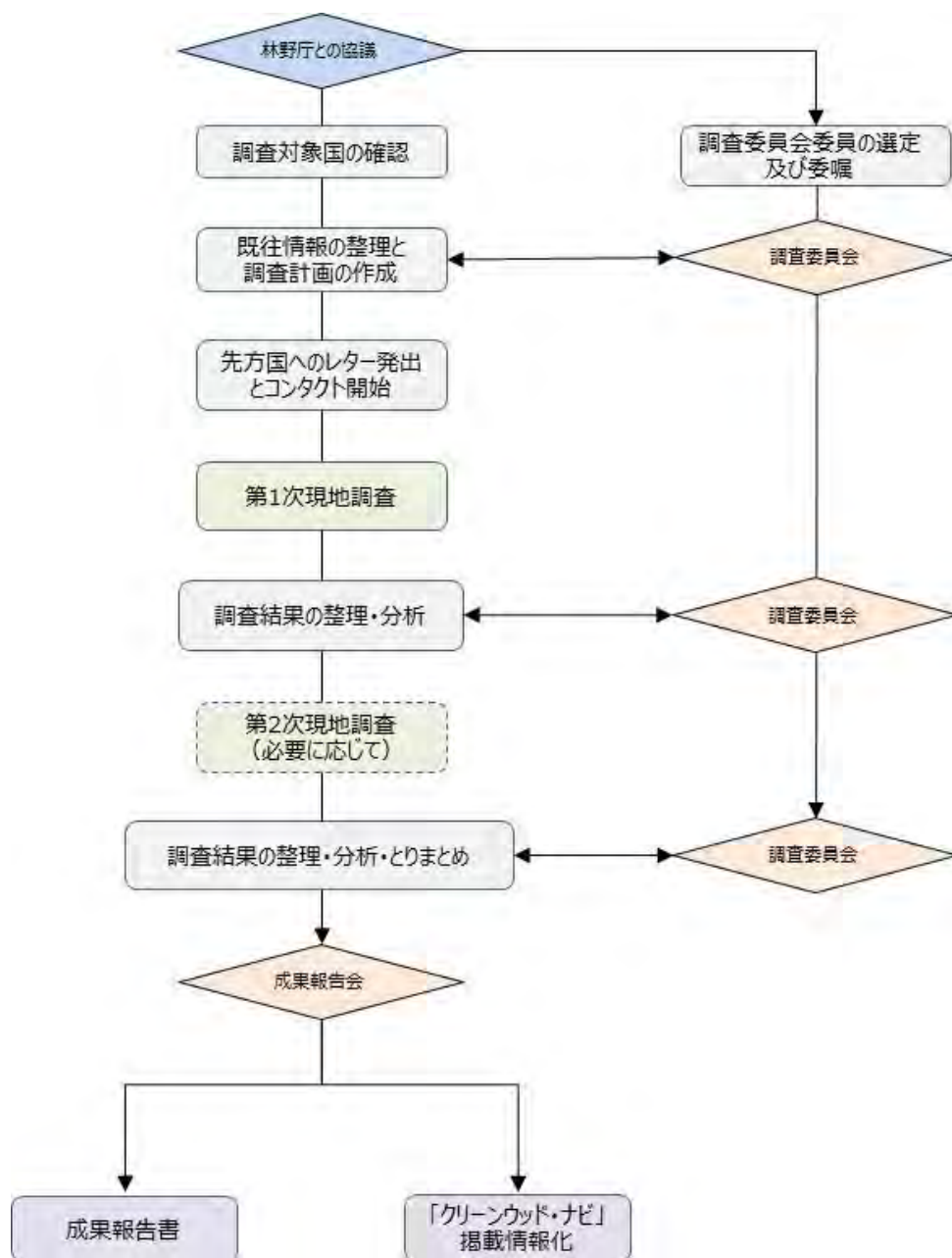


図 2.2.1 本事業実施の作業フロー

【生産国における現地情報の収集】

1) 既往情報の整理

インターネットに公開されている情報を収集して、あらかじめ各国の法令やシステムの概要を把握して、現地調査で情報収集する内容を計画した。

2) 現地調査の実施

(1) 基本的な調査手法

情報収集調査では、2.2.2 の2)調査範囲に示した段階に着目して情報を収集した。収集する情報は、主に、中央政府の森林に関する行政機関、通商産業に関する行政機関において施行している木材生産及び取扱い、流通・加工・輸出に係る法令や許認可等のシステムとし、それぞれの内容を把握するとともに、全体を体系的に把握した。

また、法令・許認可制度の運用実態を把握するために、まず、木材生産者、木材加工業者、流通業者、木材輸出業者等の業界団体等を対象に聴き取り調査を行い、業者のリストやサプライチェーンや産業連関の概況、法令・制度を遵守するための具体的な手続内容、手続に必要な書類（様式）の入手・記入・提出方法、その他手続のために必要な作業等を明らかにした。

その際、木材の輸入に際して合法性に関する配慮事項が設定されている主に EU に向けた木材の取扱いに注目しつつ、日本向け木材輸出における合法木材のトレーサビリティに焦点を当てながら、木材製品の取扱いの実態についても調査した。さらに、FSC、PEFC 及び PEFC と相互承認している各国で定められた森林認証システム等の状況についても調査した。

(2) 調査対象国ごとの調査ポイント

それぞれの調査対象国における木材等の日本への輸出状況を踏まえ、焦点を当てた調査内容は表 2.2.3 に示すとおりとした。

表 2.2.3 調査対象国ごとの調査ポイント

国名	特徴	概況	調査ポイント
①「クリーンウッド・ナビ」の掲載情報をより充実させる必要がある国			
ロシア (主に極東)		<ul style="list-style-type: none">● 製材、木質パルプなどを日本へ輸出する。● 主に中国やフィンランドを中心とする欧州に原木・製材・チップ等の輸出実態あり。● 森林伐採施業と加工輸出のリスク情報が存在する。	<ul style="list-style-type: none">● 伐採段階、木材流通段階(隣国への輸出)に焦点を当てる。● 合法性の確認手段の1つとして森林認証の有無及び運用実態を調査する。● 特に中国への輸出と中国を経由した対日輸出について、中国調査と連関して相乗的に調査を実施する。

国名	特徴	概況	調査ポイント
パプアニューギニア (PNG)		<ul style="list-style-type: none"> ● 原木を少量日本に輸出する。 ● 原木を大量に、主に中国に輸出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 伐採段階、木材流通段階(近隣国への輸出)に焦点を当てる。 ● ロシアと同様に、特に中国への輸出と中国を経由した対日輸出について、中国調査と連関して相乗的に調査を実施する。
ソロモン諸島		<ul style="list-style-type: none"> ● PNGと相似的 	<ul style="list-style-type: none"> ● PNGと同様
②木材の加工品の貿易がさかんな国			
中国		<ul style="list-style-type: none"> ● ウッドパネル、合板、製材、木炭を大量に日本へ輸出する。 ● 調査対象国①の素材生産国である3か国を含め、高リスク国と評される国々を含む多様な輸入再手先国から木材を輸入する世界最大の木材市場を形成する。 ● FLEGT-VPAにおける二国間調整メカニズムを設置して、EU行政機関が中国をハブとした多国間調整を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 過年度事業で既に木材流通状況とリスク評価に係る関連法令等の基本情報を整理していることから、その更新及びリスク低減手法について焦点を置き調査する。 ● 特にEU市場及びその事業者による中国との取引に関連する文献や統計、関係者聴取により、効率的に情報収集する。 ● 特に調査対象国①の3か国やその他のFLEGT-VPA加盟生産国からの木材輸入と連関して相乗的に調査を実施する。
ベトナム		<ul style="list-style-type: none"> ● 主に木材チップ、木製家具を日本へ輸出する。 ● 主に東南アジア諸国から原木や製材を輸入する。 ● 2018年に、インドネシアに次ぐ2番目にFLEGT-VPAを締結、TLASの導入段階にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 過年度事業で既に木材流通状況とリスク評価に係る関連法令等の基本情報を整理していることから、その更新及びリスク低減手法について焦点を置き調査する。 ● 特にEU市場及びその事業者のベトナムとの取引関連文献や統計、関係者聴取により、効率的に情報収集する。 ● 特にその他のFLEGT-VPA加盟生産国からの木材輸入や、VPA新規締結によるTLASの導入進捗に着目して調査する。

(3) その他の補完的調査手法

上述の基本的な調査手法及び調査ポイントに加えて、より効率的・効果的な情報収集・分析を行うため、文献調査と現地調査の進捗による必要性に応じて、下記の補完的調査を実施した。

①情報収集の準備のための国内聴取調査

デューデリジェンスの実践における課題や収集すべき情報のニーズを事前に調査し、調査範囲及び調査対象国ごとの調査ポイントをより明確にするため、日本国内の代表的な第1種木材関連事業者1、2件程度を対象に聴取調査を実施した。同調査を実施する場合、調査結果の部分的な報告等も行い、そのフィードバックを反映して、実践性の高い調査結果の整理を図った。

②国際会議等における情報収集

文献調査または調査対象国内の聴取調査だけでは把握が困難な、調査対象国を含む生産国・加工貿易国・消費国間の国際的かつ複雑な取組やその動向に関する情報収集と、そのための聴取調査対象者等とのネットワーク構築を効率的・効果的に実施するため、調査対象国やその近隣国等において、国際機関等が開催する国際会議等の催しを利用した。

なお、当共同事業体の構成事業者は、「クリーンウッド」利用推進事業のうち、本事業の他、「追加的措置の先進事例収集事業」も実施している。「追加的措置の先進事例収集事業」の調査対象国であるEU加盟国による、本事業の調査対象国内における追加的措置の先進事例についても、必要に応じて情報収集し、両事業が相乗的に成果を達成できるようにした。

(4) 現地調査の実施

本事業の調査対象国のうち、パプアニューギニア、ソロモン諸島、ロシア、ベトナム、中国の5カ国に関連して、下表のとおり現地調査を実施し、必要な情報を収集した。

表 2.2.4 調査対象国別の情報収集調査の概要

調査対象国	現地調査期間
ベトナム	令和元年6月24日～7月4日
パプアニューギニア	令和元年8月18日～31日
ソロモン諸島	令和元年8月31日～9月7日
ロシア	令和元年8月11日～31日、11月6日～14日
中国	令和元年9月6日～13日、10月17日～25日

【調査委員会の開催】

本事業では、生産国における現地情報を効率的かつ的確に収集するとともに、木材関連事業者が理解・活用しやすく整理することが必要であるため、林野庁の他、木材等製品の流通、合法性等に関する学識経験者、業界団体、NGO 等から成る調査委員会を設置し、委員より多角的な助言を得ながら、事業を進めた。

調査委員会委員は、林野庁担当者との協議の上、表 2.2.5 に示す 6 名を選考して委嘱した。

表 2.2.5 調査委員会委員

No.	種 別	氏 名	所 属
1	学術経験者	柿澤 宏昭	北海道大学大学院農学研究院 教授
2		立花 敏	筑波大学生命環境系 准教授
3	業界団体	奥田 辰幸	日本製紙連合会 常務理事
4		岡田 清隆	日本木材輸入協会 専務理事
5		加藤 正彦	一般社団法人全国木材組合連合会 企画部長
6	NGO	相馬 真紀子	WWF ジャパン 森林グループ長

調査委員会は、本事業の実施期間中に、3回（開始時、中間報告時、取りまとめ時）開催した。各調査委員会の開催時期、目的・内容等は、下記に示すとおりである。

表 2.2.6 調査委員会の開催時期及び目的・内容

調査委員会	開催年月日・場所	開催目的・内容
第1回	日時：令和元年5月27日（月） 13:00-15:00 場所：地球環境戦略研究機関 東京サステイナビリティフォーラム事務所 会議室	<ul style="list-style-type: none"> 委員の紹介 本事業の背景、事業内容等の説明 調査対象国の概要説明及び現地調査の実施計画案の説明 本事業の実施方針等に関する協議 等
第2回	日時：令和元年9月2日（月） 13:00-14:50 場所：地球環境戦略研究機関 東京サステイナビリティフォーラム事務所 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ベトナムにおける現地調査結果の概要説明 PNG、ソロモン諸島、ロシア、中国の事前情報収集結果の概要説明及び今後の現地調査の実施方針・方法の協議等
第3回	日時：令和元年11月22日（金） 13:00-15:30 場所：地球環境戦略研究機関 東京サステイナビリティフォーラム事務所 会議室	<ul style="list-style-type: none"> 全調査対象国の調査結果のとりまとめに係る説明 今後の報告会開催、報告書の最終化の方針・方法の協議等

【成果報告会の開催】

各調査対象国における現地調査・文献調査の結果について、「クリーンウッド・ナビ」への掲載に先がけて、木材等関係事業者、関連業界団体、NGO 等、広く関係者に報告するため、下記のとおり、成果報告会を開催した。

日時：2019年12月19日（木）

13時30分～16時30分

場所：主婦会館プラザエフ 9F 「スズラン」

〒102-0085 東京都千代田区六番町十五番

参加者数：64名



2.3 事業の実施体制

本事業を実施するに当たり、調査対象国における迅速かつ円滑な情報収集を行うため、それぞれの国の森林・林業政策や木材の流通に精通している技術者や、海外調査の豊富な経験を有する技術者を多く配置する必要がある。そのため、一般社団法人日本森林技術協会と公益財団法人地球環境戦略研究機関が共同事業体を形成し、本事業を実施した。

共同事業体の両調査員が調査対象国における迅速かつ円滑な情報収集を分担して実施した後、主幹機関である一般社団法人日本森林技術協会が、収集した情報をとりまとめて整理した。

本事業の実施体制として、共同事業体の主幹機関である一般社団法人日本森林技術協会に、管理技術者、照査技術者及び事業責任者（主査）を配置し、主査の下、共同事業体の両構成員から事業担当者を選出して本事業の実施チームを編成した。主査を含む事業担当技術者には、海外における調査業務の経験が豊富な技術者、本事業の調査対象国における業務経験を有する技術者を配置し、適切かつ効率的に事業を実施する体制を整えた。

さらに、調査のスケジュールや作業量に柔軟に対応できるよう、一般社団法人日本森林技術協会の事業部森林情報グループ及び企画グループにバックアップ要員を配置した。

表 2.2.7 事業実施・バックアップ体制（主な業務従事者）

区分	氏名	所属・役職
管理技術者	金森 匡彦	(一社)日本森林技術協会事業部 上席技師 森林情報グループ長
照査技術者	小林 周一	(一社)日本森林技術協会事業部 首席技師 国際協力グループ長
主査	中村 有紀	(一社)日本森林技術協会事業部 技師 森林情報グループ
業務担当者	氏名	所属・役職
	西尾 秋祝	(一社)日本森林技術協会事業部 指導役 国際協力グループ
	松本 淳一郎	(一社)日本森林技術協会事業部 主任技師 国際協力グループ リーダー
	橋口 秀実	(一社)日本森林技術協会事業部 専門技師 国際協力グループ
	米 金良	(一社)日本森林技術協会事業部 専門技師 森林情報グループ
	藤崎 泰治	(公財)地球環境戦略研究機関自然資源・生態系サービス領域森林保全タスク 研究員
	鮫島 弘光	(公財)地球環境戦略研究機関自然資源・生態系サービス領域森林保全タスク 主任研究員
	山ノ下 麻木乃	(公財)地球環境戦略研究機関 自然資源・生態系サービス領域 森林保全タスク 主任研究員
	Henry SCHEVENS	(公財)地球環境戦略研究機関 自然資源・生態系サービス領域 プログラムディレクター
(バックアップ)		
	郡 麻里	(一社)日本森林技術協会事業部 技師 森林情報グループ
	永野 裕子	(一社)日本森林技術協会事業部 専門技師 森林情報グループ
	宮部 秀一	(一社)日本森林技術協会 事業部 企画グループ リーダー
	島崎 奈緒実	(一社)日本森林技術協会 事業部 企画グループ 事務主任

3.3 ロシア

3.3.1 木材生産・流通の状況

1) 木材生産・流通の特徴

(1) 森林林業・木材生産の状況

ロシア連邦は、ユーラシア大陸北部を東西に広がり、全世界の約 2 割の森林が集中する森林大国である。国土面積は、17,098,246 km²であり、9 つの連邦管区に区分され、85 の連邦構成主体（地方・州等）で構成されている。この国土のうち、森林保全・保護・利用にあてられるロシア連邦独自の категория が森林ファンドであり、すべてが国有林である。森林ファンドは、ロシア連邦天然資源・環境省の監督下にあり、国土の 66%にあたる 11,262,886km² を占める。この 21%にあたる、2 億 4,000 万 ha が積極的な長期利用、すなわち伐採コンセッションとして利用されている。



図 3.3.1 ロシア連邦地図（左から極東連邦管区、シベリア連邦管区、北西連邦管区）

この森林ファンドの面積の連邦管区別割合をみると、日本に最も近い極東連邦管区に、全体の約 50%が集中している。また極東同様に、日本や中国、韓国の市場とも関わりの深いシベリア連邦管区には 26%が集中しており、この 2 つの連邦管区だけで、全体の 76%が集中していることになる。

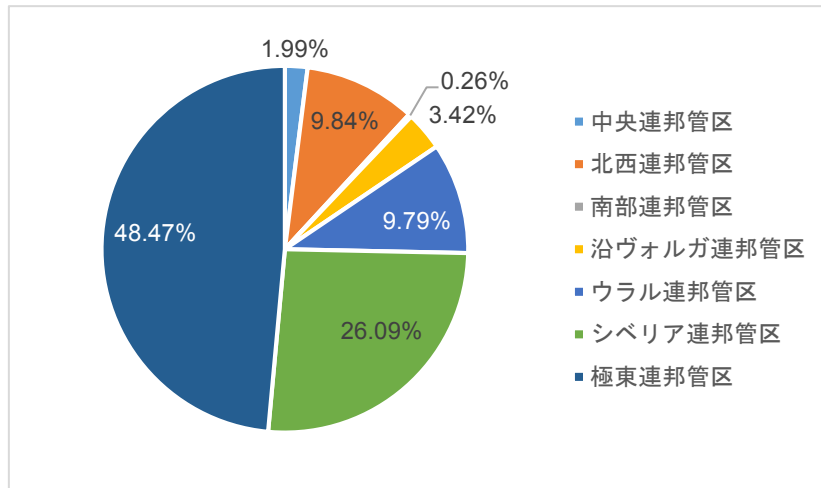


図 3.3.2. ロシアの連邦管区別の森林ファンド面積¹

この森林ファンドにおける木材生産に関して、ロシア連邦森林局が公表している年間許容伐採量（2017）は、7 億 480 万 m³であるが、年間実質伐採量は、2018 年に 2 億 3,860 万 m³と、34%の利用率となっている。

2013～2018 年における年間伐採量をみた場合、ここ数年は、年々増加傾向にあり、2018 年は、2017 年と比較しても 2,620 万 m³の増産と、近年では最大の生産量を記録している。また、総伐採量とコンセッションにおける伐採量を比較すると、そのほとんどが伐採コンセッションより生産されていることが分かる。

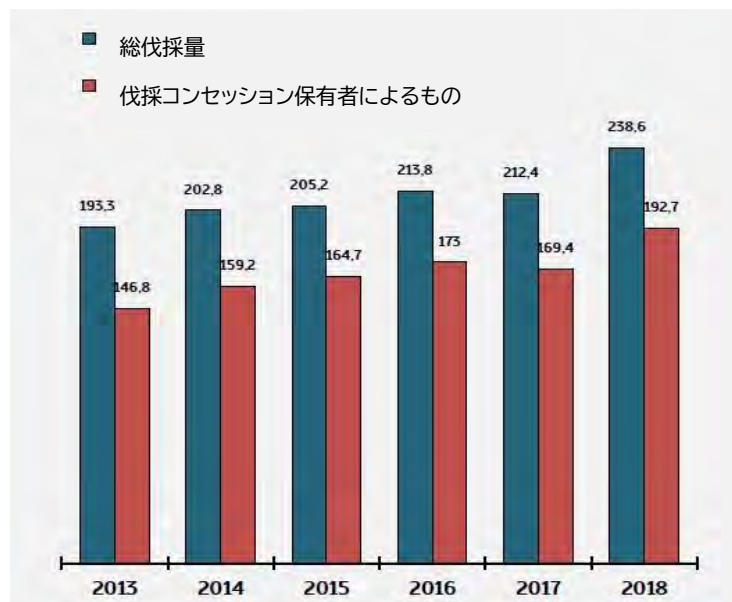


図 3.3.3 ロシア連邦の伐採量 2015-2018（赤がコンセッションでの伐採）² 単位：百万 m³

¹ ロシア連邦森林局ウェブサイト (<http://rosleshoz.gov.ru/opendata/7705598840-ForestFund>) より作成

² ロシア連邦森林局 (2019)

ロシア連邦において木材生産の対象となる樹種も、各地域別で異なっている。日本から最も近い、極東の沿海地方は、アムール川支流の温暖な気候にあり、冷温帯林が形成されており、他の地域とは異なる森林生態系が存在する。チョウセンゴヨウマツを中心とした針広混交林は、ウスリータイガとよばれ、家具や造作材として利用される高級樹種であり、CITES 付属書Ⅲに登録されるモンゴリナラやヤチダモ、ランバーコア合板として使用されるアムールシナノキを始めとした豊かな広葉樹種が植生している。加えて、製材や集成材として加工されるエゾマツやトドマツも多く、北部の標高の高い地域には、日本市場向けの合板製造用の単板に加工されることが多いダフリアカラマツ（ラーチ）の植生が形成されている。

沿海地方の北部に隣接するハバロフスク地方の南部および一部の平野部は、同様の針広混交林の様相を呈すが、それ以北の地域はカラマツが優占する植生となる。また、同地は森林火災が多いことから、先駆種であるシラカバやヨーロッパヤマナラシも多く、チップとしての利用もある。

表 3.3.1 極東連邦管区（特に、沿海地方およびハバロフスク地方）の主な木材樹種一覧

和名	学名	注記
エゾマツ	<i>Picea jezoensis</i>	
トドマツ	<i>Abies sanchalinensis</i> <i>Abies sibirica</i>	
ダフリアカラマツ	<i>Larix dahurica</i>	
チョウセンゴヨウマツ	<i>Pinus koraiensis</i>	CITES 付属書Ⅲ、禁伐種指定
モンゴリナラ	<i>Quercus mongolica</i> Fisch.	CITES 付属書Ⅲ
ヤチダモ	<i>Fraxinus mandshurica</i> Rupr.	CITES 付属書Ⅲ
ハルニレ	<i>Ulmus</i>	
アムールシナノキ	<i>Tilia amurensis</i> Rupr.	
カンバ類	<i>Betula</i>	
ヨーロッパヤマナラシ	<i>Populus tremula</i>	
イチイ	<i>Taxus cuspidate</i> Sieb. Et Zucc	CITES 付属書Ⅱ、禁伐種指定

極東連邦管区の西部に位置するシベリア連邦管区には、大陸性の亜寒帯林が広がっており、オウシュウアカマツとシベリアカラマツが優占する植生となっている。ヨーロッパアカマツは、日本市場向けの垂木や間柱等の小割製材として加工される他、床材や内装材向けにも利用され、ベッド等の家具用材、管柱や梁等の加工用に中国に輸出されている。またイルクーツク州では、旧ソ連邦時代より発展してきた紙・パルプ産業による木材利用が非常に多い。

表 3.3.2 シベリア連邦管区（特に、イルクーツク州）の主な木材樹種一覧

和名	学名
オウシュウアカマツ	<i>Pinus sylverstris</i>
シベリアマツ	<i>Pinus sibirica</i>
シベリアトウヒ	<i>Picea obovata</i>
シベリアモミ	<i>Abies sibirica</i>
シベリアカラマツ	<i>Larix sibirica</i>
カンバ類	<i>Betula</i>
ヨーロッパヤマナラシ	<i>Populus tremula</i>
ホプラ	<i>Populus</i>
ハンノキ	<i>Alnus</i>
ヤナギ	<i>Salix</i>

本調査の主対象地ではないが、欧州市場と関連する北西連邦管区の植生は、上述した3地域とは異なり、北欧と類似した特性を示している。主要樹種であるオウシュウトウヒ、オウシュウアカマツは、製材、集成材として加工され、バルト三国、北欧等へ輸出されている。また、カンバ類は合板向けにも利用されている。

表 3.3.3 北西連邦管区（特に、アルハンゲリスク州）の主な木材樹種一覧

和名	学名
オウシュウトウヒ	<i>Picea abies</i>
オウシュウアカマツ	<i>Pinus sylverstris</i>
カンバ類	<i>Betula</i>
ヨーロッパヤマナラシ	<i>Populus tremula</i>

ロシア連邦における林産業は、旧ソ連邦末期の経済混乱に際し大きな影響を受けた。丸太生産は、1980年代後半まで4億m³の水準を保ち、製材も8~9,000万m³を維持してきた³。しかしながら、1990年代に入ると丸太および製材の生産量は、劇的に減少し現在に至るまで以前の水準に追い付いていない。

他方、紙生産も1990年代後半に一度は落ち込んだものの、2016年までにほぼ順調に回復し、1990年比で103%の生産となっている⁴。紙・パルプの生産は、大規模なコンビナートとして、主に北西連邦管区、東シベリア管区を中心に発展してきており、経済混乱後もこれをベースとして生産が回復しており、TITANグループ、イリム・グループ等の大企業が北西地域（一部、シベリア地域）を中心に操業しているが、極東では未発達な状況である。これを打開するため、ロシア連邦産業・商務省は、優先投資プロジェクトを策定、木材加工の発展に向けた取組を行っている。

³ 「ロシア森林大国の内実」、柿澤宏招・山根正伸編著、(2003)

⁴ 「ロシア連邦森林コンプレクス発展戦略（～2030年）」、ロシア連邦産業・商務省（2017）

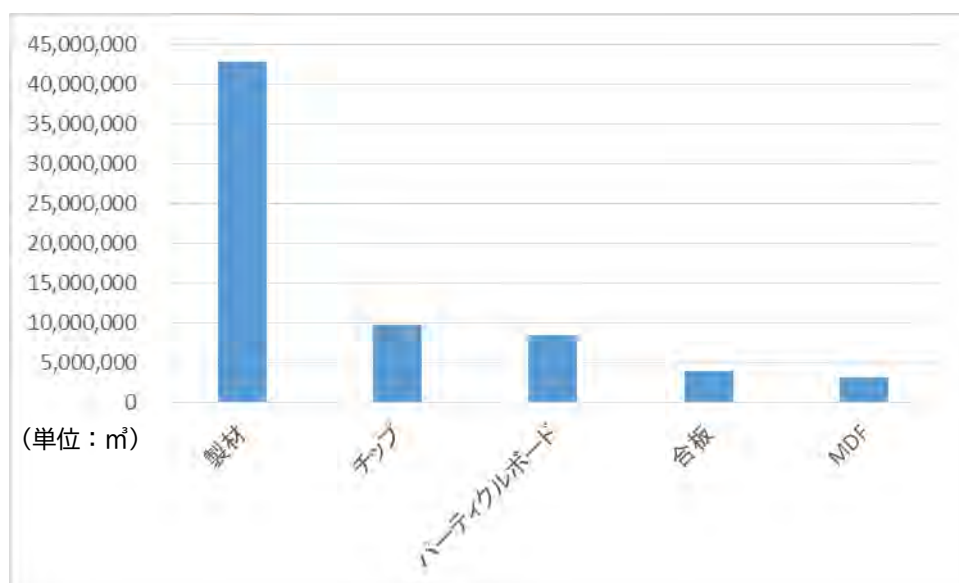


図 3.3.4 ロシア連邦における木材製品生産量⁵ (単位: m³)

上述した歴史を背景に、ロシア連邦内における木材加工業の振興を目的として、2006年5月31日より、対象品目別に丸太輸出関税の段階的な引き上げも実施されてきた。2008年の経済危機に際し、一度は見送りされた引き上げも、2019年には、25%~40%の範囲で引き上げられ、2020年には60%となっている⁶。

このような連邦レベルでの取組により、木材加工業の振興が進められているが、主要製品は、製材の4,270万m³が最も多く、これに続くチップやパーティクルボードでも一桁水準を落としたレベルで推移している。しかしながら、合板のように旧ソ連時代と比較して飛躍的に生産を伸ばしている製品もある⁷。

表 3.3.4 ロシア連邦の木材製品生産量⁸ (単位: m³)

品目	生産量
製材	42,701,000
チップ	9,756,000
パーティクルボード	8,400,000
合板	4,013,000
MDF	3,147,000

⁵ FAO STAT. (2018) .

⁶ 2017年12月12日付けロシア連邦政府令第1521条

⁷ 「ロシア連邦森林複合開発戦略(～2030年)」、ロシア連邦産業・商務省(2017)

⁸ FAO STAT. (2018) .

(2) 森林伐採・木材流通に係る行政体制

ロシア連邦において、森林ファンドに関連した業務全般を行うのは、ロシア連邦政府下のロシア天然資源・環境省である。このうち、森林伐採に関連した森林計画・利用・保全業務を担当するのが、ロシア連邦森林局であり、2007年以降、各地方・州政府の下に再編された85の出先機関を拠点として、現場レベルでの情報を集約すると同時に、遠隔モニタリング（衛星、航空機）による森林火災や違法伐採への対策、統一的なデータベース（EGAIS）による木材生産・流通の管理を行っている。

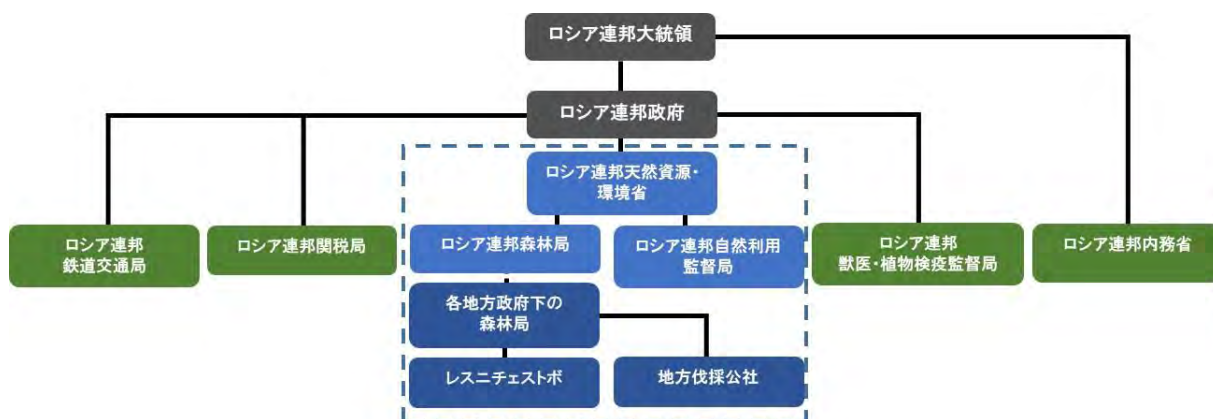


図 3.3.5 森林伐採・木材流通に係る政府機関（点線内が中心的な機関）

連邦構成主体とよばれる各地方・州の政府下の出先機関では、2006年に改定された新森林法典に従い、10年間の期限をもつ森林計画を策定し、具体的な森林利用の見通しから保全のあり方、森林セクターの発展プランまでが示される。また、10～49年の期限をもつ伐採コンセッション譲渡のためのオークションの実施や利用者とのコンセッション契約、単発的な立木売買契約などを中心業務として行う。これらの主に木材生産に関連した業務の他、病虫害や老齢木を取り除くことを目的とした保育伐・衛生伐の実施のため、地方伐採公社等と国家契約を結び施業を実施している。

この下に、レスニチェストボと呼ばれる現場で森林を管理する各部署が置かれており、森林利用者が作成する10年毎の森林開発計画および年毎の伐採申請書、月毎に実際の伐採量が記入された森林利用報告が受理される。この他、CITES 樹種に対する輸出許可の発行は、ロシア連邦自然利用監督局が担当している。

上述した森林・林業に直接的に関係する各機関の他、ロシア連邦内務省の出先機関が、各地方・州政府機関と協力の下で、「黒い伐採＝盗伐」の摘発を目的とした単発的なオペレーションを実施しており、地域によっては民間団体と協働する例もある。

国外市場への輸出に際しては、木材の輸送においてロシア連邦鉄道交通局による重量等の規制対象となる他、丸太輸出関税および特定樹種の輸出ライセンス・割当においては、ロシア連邦関税局における手続きが必要になる。さらに、輸出される木材・木材製品に対する植物検疫証明書の発行に際しては、ロシア連邦農業省下のロシア連邦獣医・植物検疫監督署への申請が必要となる。

(3) 木材貿易の状況

上述したとおり、1990年代以降に低迷した国内の木材産業を立て直し、木材加工業を振興することを目的として、この分野での優先投資プロジェクトがロシア連邦産業・商務省により立案されると共に、2000年頃から急激に増加した隣国である中国からの需要におされた未加工材の流出をコントロールするために、丸太輸出関税の段階的な引き上げがロシア連邦政府により進められてきた。この政策の影響もあり、ロシア連邦森林局（2019）による発表では、近年の原木輸出は1,900～2,000万m³の範囲で安定的に推移している。他方、製材輸出は年々増加傾向にあるとされており、2018年で3,166万m³と他の製品中最も多い。これに合板、チップ、ペレットが続いている。

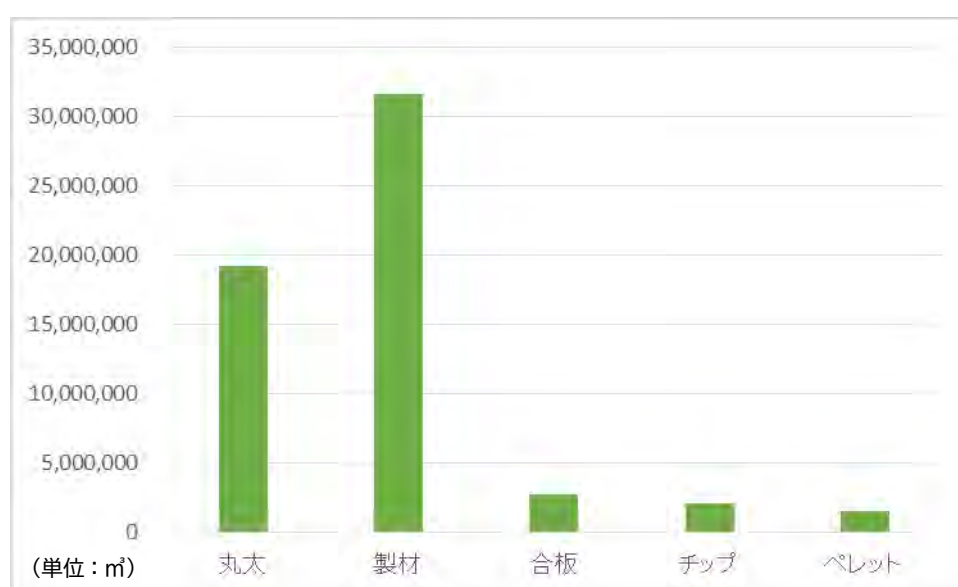


図 3.3.6 ロシア連邦からの木材・木材製品輸出量⁹ (単位: m³)

表 3.3.5 ロシア連邦からの木材・木材製品輸出量¹⁰ (単位: m³)

品目	輸出量
丸太	19,197,000
製材	31,664,000
合板	2,696,400
チップ	2,084,256
ペレット	1,510,962

2019年8月に実施された本調査のヒアリングでは、今後の動向として、2020年1月に丸太輸出関税が60%に引き上げられることにより原木輸出がビジネスとして成立しなくなる懸

⁹ FAO STAT. (2018) .

¹⁰ FAO STAT. (2018) .

念が示されている。だが、特定樹種に関して丸太輸出割当を有する幾つかの大手企業においては、エゾマツ、トドマツ、カラマツで 6.5%、アカマツで 15%と低い税率のままでの輸出が可能であり、特定の地域とサプライヤーにおいては、丸太輸出が継続されている。その他の傾向として、今後の増産が見込まれる製品として、木質バイオマス発電での利用を想定した、チップ、ペレット等が挙げられ、極東地域では日本向けの輸出を想定した大規模な投資案件、工場建設計画が進行中である。また、東シベリア地域においても、本稿にて後述する SBP 認証を受けた木質バイオマス製品を、日本向けに提案するケースも確認されたことから、今後の輸出製品構造も変化するものと思われる。

ロシア連邦によるアジア諸国への木材輸出（丸太・製材）の傾向をみると、2000 年頃を境に、隣国である中国への輸出が日本を超え急激に増加し、2006 年頃には 2,500 万 m³に達している。この時期に導入された丸太輸出関税の段階的引き上げ、およびその後の経済危機の影響を受けて一時輸出量は低迷するものの、2013 年頃から再び回復し、2017 年には同水準まで戻っている。

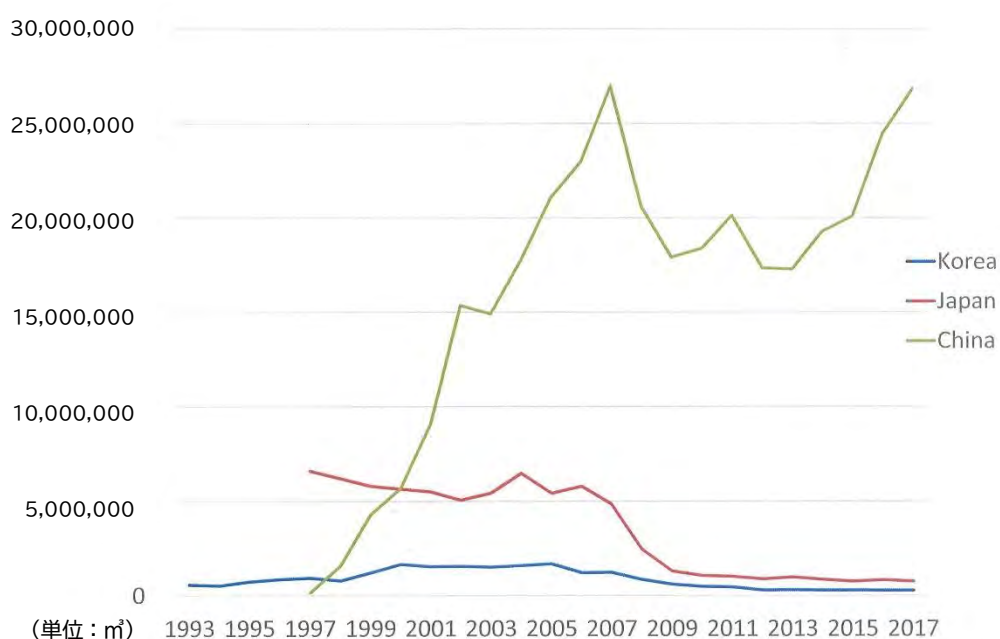


図 3.3.7 アジア諸国への木材輸出傾向¹¹

¹¹ 提供：ダリエクスポートレス（2019）

2017年におけるロシア連邦からの木材輸出先を、金額ベースでみた場合にも、中国が48億ドルと他を圧倒しており、これに日本、フィンランド、エジプト、ウズベキスタンが続いている。また、2012～2017年までの増加率をみた場合には、ラトビアやリトアニアなどのバルト三国が高い数値を示している。



木材輸出先(金額ベース)

TOP 5

1	China	48億ドル
2	Japan	4億7900万ドル
3	Finland	4億5200万ドル
4	Egypt	4億3100万ドル
5	Uzbekistan	3億3600万ドル

増加率

2012-2017

1	Latvia	+20%
2	Lithuania	+17%
3	United Kingdom	+8.5%
4	China	+8.1%
5	Netherlands	+7.1%

図 3.3.8 ロシア連邦の木材輸出先（金額ベース）と増加率¹²

¹² Chatham House. Resource Trade.Earth. (2017).

上記の金額ベースの木材輸出額と比較し、重量ベースで木材輸出先をみた場合、中国は依然として圧倒的であるが、次にフィンランド、ウズベキスタンが続き、日本は4位となっていることから、日本向け製品単価の高さが確認できる。

2019年8月のヒアリング調査では、2000年代にはロシア国内において丸太の買付と一次加工を経て、鉄道での輸送をメインとして満州里や綏芬河への輸出を行っていた中国系のシッパが、近年ではロシア国内にてコンセッションを取得する例も多くなっているという傾向も確認された。先述した優先投資プロジェクトに参入する例もあることから、ロシア連邦森林局による木材流通管理システムであるEGAISにおける登録情報を参照することで、中国国内からのロシア連邦への遡及性を確認できる可能性もあると言える。



図 3.3.9 ロシア連邦の木材輸出先（重量ベース）と増加率¹³

¹³ Chatham House. Resource Trade.Earth. (2017).

2) 森林認証システムの導入状況

ロシア連邦における森林認証の導入は、1998年にWWF、グリーンピース、社会・環境連合といった民間団体が中心となり、「国家ボランティア森林認証主導グループ」が組織されることで始まっている。その後、このグループをベースに、2001年に「ボランティア森林認証国民作業部会（NRG）」が組織されるとともに、責任ある森林管理に関する国家スタンダードが策定され、FSC認証の普及が進められてきた。2006年からは、このNRGがFSCロシアの事務局として正式に認可を受け活動を展開している。

ロシア連邦におけるFSC認証は、主としてFSCロシアの所在地であるモスクワを中心として、認証材への需要が高い欧州諸国に市場をもつロシア西部の林産企業のあいだで広まった。その後、2007年以降にはシベリア連邦管区のイルクーツク州における認証取得が相次いだ。他方、極東地域では、2004年に沿海地方で1社が取得した後、しばらく数は増えなかったが、その後、同社グループ企業による認証取得、隣接するハバロフスク地方の大企業等による取得が重なったが、2019年8月時点のデータでは、沿海地方の伐採企業2社およびハバロフスク地方の大企業グループが抜けているため、極東地域における認証取得者は、FM/CoC認証が4件、面積にして297万ha、CoC認証が7件に減少している。

ロシア連邦全土におけるFSC認証の取得者は、FM/CoC認証が188件、面積にして4,835万ha、CoC認証が677件であり、日本市場とも関連するシベリア地域では、FM/CoC認証が37件、面積にして1,158万ha、CoC認証が62件となっている。¹⁴

FSCロシアの公表している分布図からも明らかなように、認証林はシベリア連邦管区、特にイルクーツク地方、北西連邦管区に多くみられる。

本調査のヒアリングでは、2014年のFSC総会において提起された、インタクト・フォレスト・ランドスケープ（IFL）に関する動議65番に影響を受けたFSC離れが、主にシベリアおよび極東地域において進んでいることが確認された。これは、林道等のインフラが未発達であり、年間許容伐採量の3割程度の利用率に留まっている同国の森林地帯において、現時点でコンセッションを取得している林産企業が新たに林道を敷設し、伐採施業を継続的に拡大しようとする際、同社のコンセッション内に人間活動の影響を受けていない未開発林（IFL）があることにより、ロシア連邦の森林法に則りコンセッション全体に対する賃借料を払い続けながらも、FSC認証の規則上は伐採できない林地を持ち続けなければならないという矛盾を生むため、国内法上合法的に森林を開発し、伐採量を増加させようとする業者にとっては、操業上の障害として認識されるためではないかと現地ではいわれている。

¹⁴ FSC Russia（2019年10月31日時点）

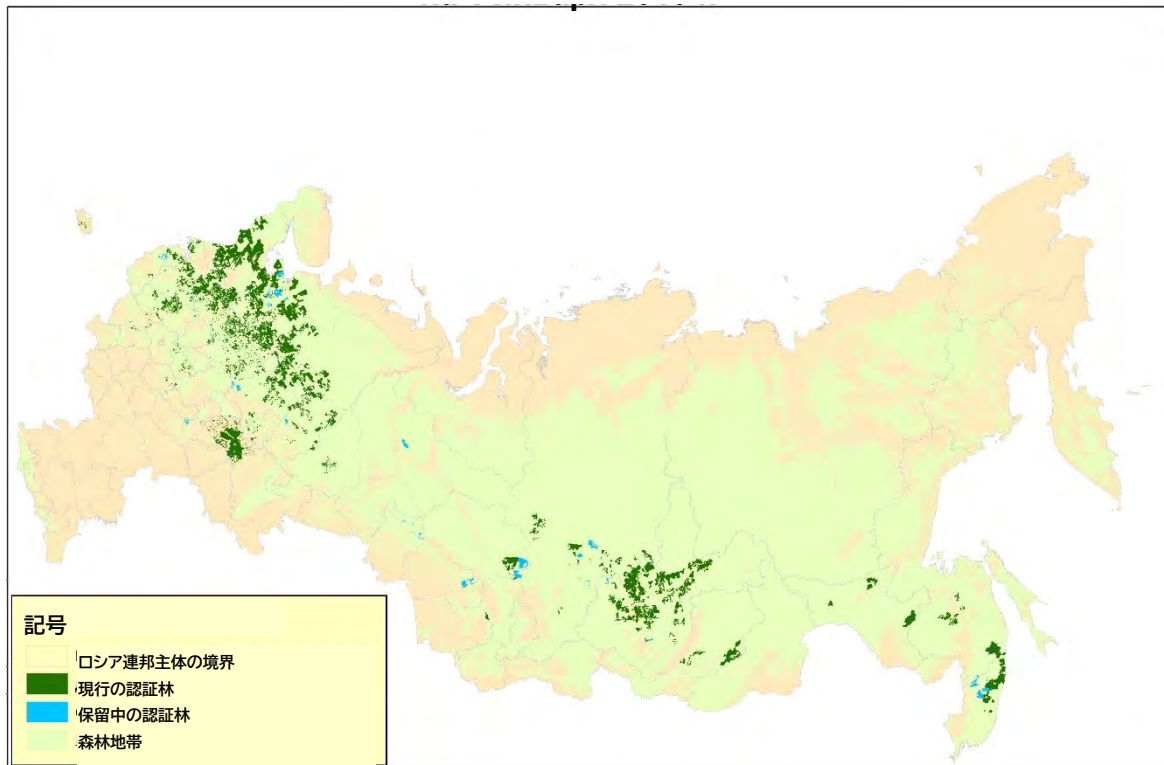


図 3.3.10 ロシア連邦における FSC 認証林（2018 年 1 月時点）¹⁵

（濃い緑：現行の認証林、水色：停止中の認証林、黄緑：森林地帯）

他方、ロシア連邦における PEFC 認証も近年増加傾向にある。ロシア連邦における PEFC は、2006 年頃からロシア連邦天然資源省下の組織と木材業・輸出者の業界団体の二つにより推し進められ、その後、ボランティア森林認証国民会議（RNSLS）として一本化され、ボランティア森林認証システム（FCR）が策定されたが、運用に関してロシア連邦法上の十分な法的基盤が得られなかったことから、2011 年に、システムの管理権限が森林認証発展センターに移譲され PEFC ロシアとなる。その後も、認証システムの変更を繰り返し、2019 年に「森林認証発展センター協会」という名称で新たな組織が創設され、PEFC とロシア連邦法の要求に応じた書類システムを構築している。

ロシア連邦における PEFC 認証の普及は、2010 頃の北西連邦管区のレニングラード州の企業による認証取得から開始された。その後、既に FSC 認証を取得しているロシア西部およびシベリア地域の企業による PEFC 認証の取得が相次ぎ、FSC 認証と PEFC 認証の双方を同時に保有する企業が増加した。また、極東地域では、2018 年頃から PEFC 認証の取得企業が少しずつ増えている現状がある。本調査におけるヒアリングでは、上述した FSC 離れと関連した PEFC への乗りかえも確認された。現在のロシア連邦における PEFC 認証は、FM 認証が 54 件、面積にして 3,120 万 ha、CoC 認証が 47 件となっており今後の拡大が予想される¹⁶。

¹⁵ FSC Russia

¹⁶ PEFC ロシア（2019 年 9 月 1 日時点）

3) 違法伐採の関連情報

(1) 違法伐採の概要とタイプ

ロシア連邦における違法伐採問題は、旧ソ連邦崩壊に伴う経済的な混乱期における木材産業の低迷と関連して注目され、問題視されるようになった。急激な体制変換に伴う法的な混乱にあって、国営林産企業の解体や資金不足による木材加工施設の閉鎖が相次いだ。雇用の喪失と物資の不足は、伐採を生業としていた辺境の地方を困窮に追い込んだ。このような状況を背景とし、新たに導入された市場経済への対応の過程で、盗伐や伐採許可証の偽造・使い回し等の非合法的な手段による木材調達が行われるようになる。

このような違法伐採問題は当初、民間団体等による調査が行われ、問題提起されてきたが、2005年11月にサンクト・ペテルブルグにおいて開催された ENA FLEG (Europe & North Asia Forest Law Enforcement and Governance=欧州・北アジアにおける森林法の施行とガバナンス) の閣僚会合において閣僚宣言と行動計画が合意された後の2006年1月からは、ロシア連邦森林局が、「違法伐採および木材の違法流通に関する国家行動計画」の実現に踏み出した。この国家行動計画により違法伐採対策として遠隔モニタリング(衛星・航空機)の実施が強化され、発生要因の分析の下で様々な施策が検討されていく。

近年、上述した当局による違法伐採対策、民間団体による調査、木材産業の集約化を背景に、従来のような小規模な伐採業者による盗伐や書類偽造による違法流通等を意味する「黒い伐採」は、減少傾向にあるといわれている。しかしながら、「灰色の伐採」と呼ばれる、合法的にコンセッションや伐採・流通に関する権利をもつ業者による違法行為が問題視されている。以下にその例を幾つか示す。

■汚職と関連した不適切な衛生伐採の実施

主として森林資源の豊富な地域、高額で取引される広葉樹種の多い地域において、不正なオークションによる違法なコンセッション譲渡、あるいは自然保護区等における衛生伐採を実施するための国家契約の締結などが問題視されている。

本調査時には、イルクーツク州の林産業省大臣が、保護区における衛生伐採に関して不正と違法伐採の罪で逮捕・拘留されていた¹⁷。また、沿海地方におけるナラ・タモなどの高級広葉樹種を対象とした不適切な衛生伐・保育伐が用材調達の隠れ蓑になっていると、長年に渡り民間団体により指摘されている¹⁸。このような状況が改善しないことを背景に、民間団体の働きかけを通じて、ナラ・タモ・チョウセンゴヨウマツ等の高級樹種が CITES 樹種として登録されることにつながっている。

■集材と選別廃棄(ハイグレーディング)

現行森林法のもと、コンセッション保有業者の森林経営・管理の責任が拡大され、国家森林

¹⁷ TACC (ロシア語での報道) . (<https://tass.ru/proisshestiya/6524643>)

¹⁸ WWF ロシア (<https://wwf.ru/resources/publications/booklets/praktika-rubok-ukhoda-i-sanitarnykh-rubok-na-dalnem-vostoke-rossii-zakonnoe-prikrytie-nezakonnykh-ru/>)

管理官の人員縮小も伴うことで、伐採地において伐採された木材の管理において、監督機関の及ばない状況下での選別廃棄（ハイグレーディング）が同地域で調査にあたった民間団体により報告されている。また、伐採地、山土場、里土場へと流れるなかで、他の出所の木材との混合が行われ、同様に良質な用材のみが選ばれ取引されることもあるといわれている¹⁹。

■境界線を越えた伐採

合法的に伐採する権利を持つ業者が、コンセッションの境界を越えて伐採するケースがあるといわれている²⁰。このような違反は、連邦レベルでの遠隔モニタリングによって摘発されるケースもあるが、択伐などの方法で伐採された場合には発覚が難しい。また、コンセッション内においても、業者により森林開発計画で定められた伐採地の外で施業する等の林業法違反など、摘発が難しいケースも多い²¹。

■森林調査簿（インベントリ）の老朽化を利用した違反行為

本調査のヒアリングにおいて確認された現状として、伐採業者が森林開発計画を策定する際にも利用される森林調査簿（インベントリ）が、10年以上前に作成されたものに基づいている点が、FSC ロシア本部やシベリア地域の森林認証審査機関等から指摘されている。これを利用し、不正に実質伐採量が報告される例がある。但し、このような現状を踏まえ、国家による森林調査簿の刷新も進められており、2020年には完了する旨もロシア連邦森林局から報告されている。

（2）違法リスクへの対応例

上記の違法伐採のタイプ別のリスクへの対応として、後述するロシア連邦森林局による違法伐採対策である統一的なデータ管理システムの情報をもとに、取引先、伐採地域、樹種等の情報を整理することに加え、下記の情報を参照することができる。

■連邦機関による取締結果を参照

ロシア連邦森林局長による発表では、最近3年間における違法伐採は、51,300件、総量にして450万m³に上り、違法伐採に関する刑法上の犯罪として検挙された件数は、合計で約5千件に上る²²。また、ロシア連邦森林局が2019年10月初旬までの状況をモニタリングした結果、1,043件のコンセッション契約に関して違反が発覚（加工義務、保全・保護・再生の義務）していると同時に、違反行為の20%がEGAISへの登録ミスによることが報告されている。このような情報を得るために、連邦機関による取組を参照することができる。

¹⁹ WWF ロシア (<https://wwf.ru/resources/publications/booklets/istoshchenie-resursov-drevesiny-duba-mongolskogo-i-yasenya-manchzhurskogo-v-primorskom-krae/>)

²⁰ ロシア連邦森林局による遠隔モニタリングの結果
(http://rosleshoz.gov.ru/activity/forest_use/stat?eef69476fefac35c1ecef04b899ccd)

²¹ ロシア連邦森林局のリリースに基づいた記事（摘発されたケースの例）(<https://sovzond.ru/press-center/news/lesnoe-khozyaystvo/5256/>)

²² ロシア天然資源・環境省プレスリリース（2019年1月17日付け）

ロシア連邦森林局のサイトにて、ロシア連邦主体（地方・州）毎の遠隔モニタリング²³の結果が参照できる。表 3.3.6 の一番左の列には、ロシア連邦主体と呼ばれる地方・州の名称が表示されており、二列目には、本報告にて後述する、木材の伐採・流通に関わる各業者による登録が必須とされている国家統一自動情報システム（EGAIS）への情報登録に際した違法行為件数、三列目には、伐採に際した権利書類の欠如による森林法違反、四列目では森林利用上の違反情報が確認できる。三列目と四列目はそれぞれ、違反の件数、面積（ha）、木材の容量（m³）に三分割されており、違法伐採の規模を確認することができる。

表 3.3.6 ロシア連邦主体（地方・州）毎の遠隔モニタリングの結果²⁴

Федеральный округ/ наименование субъекта РФ	Нарушения лесного законодательства по причине не предоставления данных в ЛесЕГАИС в установленном порядке	Нарушения лесного законодательства (ст. 29 ЛК РФ) по причине отсутствия правоустанавливающих документов на заготовку древесины			Нарушения лесного законодательства при использовании лесов по статьям 43-46 ЛК РФ		
	кол-во случаев	кол-во случаев	га	м ³	кол-во случаев	га	м ³
Всего по Российской Федерации	885	2 639	6 702,3	596 851	51	407	14 644
Центральный федеральный округ							
Владимирская область	13	37	25,4	2 509			
Ивановская область	3	4	1,4	214			
Калужская область	15	1	0,4	178			
Костромская область	12	24	34,9	6 227			
Смоленская область	2	1	0,3	22			
Тверская область	1	24	21,1	2 791			
Итого по федеральному округу	46	91	83,5	11 941	0	0	0

以下のロシア連邦森林局のサイトでは、コンセッション契約違反、その他の林業法違反により、契約が打ち切られた業者のリストを参照することができる。各森林利用者に関して、調停裁判所判断での契約停止等、取られた措置が明記されており、業者名、個別納税者番号等による違反業者の検索も可能となっている。

²³ ロシア連邦森林局が実施する遠隔モニタリングは、衛星モニタリングのデータに基づき、航空機によるモニタリング、EGAIS データとの照合、地上レベルでの調査を適時行うことでモニタリング結果を確定している。

²⁴ ロシア連邦森林局 (<http://rosleshoz.gov.ru/activity/inventory/presentations?3c27a88569bfd8784281ac7b46011b49>)

РЕЕСТР НЕДОБРОСОВЕСТНЫХ ЛЕСОПОЛЬЗОВАТЕЛЕЙ

КОЛИЧЕСТВО РАСТОРГНУТЫХ ДОГОВОРОВ И ФАКТОВ УКЛОНЕНИЯ ОТ ЗАКЛЮЧЕНИЯ ДОГОВОРА : **704**

ЛЕСОПОЛЬЗОВАТЕЛИ : **469** ← **森林利用者の数** ↑

ОБНОВЛЕНИЕ РЕЕСТРА : 15 НОЯБРЯ 2019

違反件数

№ РЕЕСТРОВОЙ ЗАПИСИ , НАИМЕНОВАНИЕ		ИНН					
АДРЕС							
<ul style="list-style-type: none"> • ДАТА ПРОВЕДЕНИЯ ТОРГОВ • НОМЕР ДОГОВОРА • ВИД ИСПОЛЬЗОВАНИЯ ЛЕСОВ • АРЕНДОДАТЕЛЬ 	<ul style="list-style-type: none"> • ОСНОВАНИЕ ДЛЯ РАСТОРЖЕНИЯ ДОГОВОРА В СООТВЕТСТВИИ С ЧАСТЬЮ 2 СТАТЬИ 98.1 ЛЕСНОГО КОДЕКСА РОССИЙСКОЙ ФЕДЕРАЦИИ • РЕШЕНИЕ СУДА • ДАТА ВНЕСЕНИЯ В РЕЕСТР 						
№	НАИМЕНОВАНИЕ	ИНН	НОМЕР ДОГОВОРА	АРЕНДОДАТЕЛЬ	РЕШЕНИЕ СУДА	ДАТА ВНЕСЕНИЯ В РЕЕСТР	ПОИСК
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="button" value="ПОИСК"/>

図 3.3.11 悪徳な森林利用者リスト²⁵

■ 地方政府と民間団体による取組を参照（極東地域）

極東地域の沿海地方およびハバロフスク地方を中心に活動する WWF ロシア・アムール支部は、沿海地方において高級樹種を対象とした違法伐採の摘発を目的とし、衛星モニタリングを活用したシステム「KEDR」²⁶の運用を開始。沿海地方政府とも協働を進めており、ドローンを利用した調査も行われている。また、ハバロフスク地方においては、集材とハイグレーディングの問題を歩留まりから管理する「Digital official」と呼ばれる取組の準備が進められている。

■ 森林認証制度を参照

既存のシステムを利用した場合でも、厳密な伐採地における適正な森林管理に関する情報の取得、伐採地からサプライチェーンを担保する書類の取得には課題が残るとされるため、国外に市場をもつ多くの業者は、国際的なマーケットを想定して森林認証制度を利用している。また、これらの国際認証機関は、EUTR 等の海外の制度にも精通しており、業者向けのセミナー、視察ツアー等も開催していることから、デューデリジェンスの充実の観点から情報を参照することができる。

■ 民間団体が作成したレポートを参照

上述したロシア連邦森林局の WEB サイトにおいて公開されている公式なデータを参照する他、特定の地域における固有の樹種等に関連した詳細な調査をベースとした民間団体のレポートが参照できる。例えば、WWF ロシアの WEB サイトでは、極東ロシアの保育伐、衛生伐採の問題点、ハイリスクなナラ・タモの現状、極東からの木材輸出の現状などに関する詳細なレポート等が参照できる。

²⁵ ロシア連邦森林局 (http://rosleshoz.gov.ru/activity/forest_use/registry#registry)

²⁶ WWF ロシア (<https://amurinfocenter.org/tools/projects/sistema-kedr/>)



図 3.3.12 WWF ロシアによるレポート例

3.3.2 森林伐採の関連法令・書類・証明システム等

1) 法令の概要

森林伐採に関連する法律は、連邦法第 200 号の森林法典 (2006) により大枠が定められている。これに、政府により全権が委任された各機関により出される公文書に基づいた法的・規範的アクトと呼ばれる連邦法、大統領令、連邦政府令、地方・州法により詳細な規定が加わる。同森林法典では、森林管理に関与する政府機関の再編に加え、伐採許可から伐採申請への転換、伐採業者による責任の拡大など大規模な変更が加えられている。

下図に示す森林伐採から輸出までの流れにおいて、図中上、水色で示した部分がロシア連邦、あるいは地方・州の森林局が関与するプロセスであり、その他の色で示した部分が、森林局以外の連邦機関が関与する部分である。中間色となっている「税関申告書」の部分は、伐採から輸出までの流通管理において 2016 年より連邦森林局と連邦関税局が協働で管理するプロセスであることを示している。また、図 3.3.13 左の点線で囲った①～③が、伐採に関係した 3 種類の方法を示しており、図中下の「山土場」へと紐づけられている「森林利用報告」の提出までが、伐採を行う者が実行しなければならない一連のプロセスとなる。

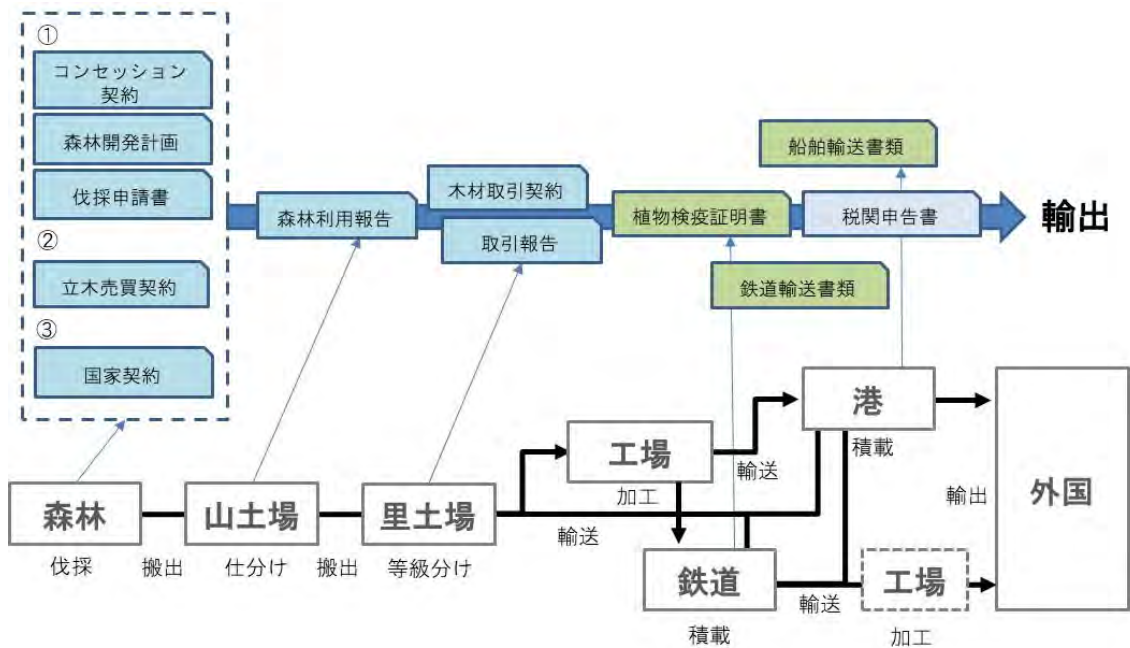


図 3.3.13 森林伐採から輸出までの流れ (図中下) と関連する書類 (図中上)

(1) 伐採権

表 3.3.7. の森林法典に従い、伐採を行う者は、地方・州政の森林局により公示されるオークションを通じて 10～49 年までの利用期限をもつコンセッションを取得し契約を締結するか、あるいは単発的な立木売買契約を締結しなければならない (表 3.3.7. の第 8 章)。この立木

売買契約には、用材の調達以外にも薪材の調達、建設目的の伐採等が含まれる。加えて、特定の地域で整備が必要となった病虫害木、老齢木を対象とした衛生伐、保育伐に対しては、地方・州の森林局との間で国家契約を締結しなければならない。

(2) 伐採施業

コンセッションを取得したものは、10年間期限で森林開発計画を策定しなければならない。同計画には、伐採施業に際した樹種、容量、場所等の計画のみならず、森林保全・保護・再生活動、林地でのインフラ整備、森林火災の消火活動、生物資源の保護等についての記載もあり、添付書類として各計画に対応した地図がコンセッション保有者により作成され、地方・州の森林局へと提出される。同計画に基づき、利用者は年に一回、伐採申請書を作成し、地方・州の森林局へと提出しなければならない。伐採施業の実施後には月に一回、森林利用報告を同局へと提出することが義務づけられている。

(3) その他の伐採関連法

その他、表 3.3.7. に挙げた伐採に関連する法律のうち、ロシア連邦森林局令 N513 (2011) を参照することで、国内で禁伐種に指定されている樹種情報が確認できる。また、一定規模の伐採が違法伐採と判断された場合には、森林法ではなく刑法第 260 条において厳しく罰せられる点は、注意が必要である。刑法第 260 条では、上記の「一定規模」を、想定される被害額の規模により 3 段階に区分している。この被害額は 2007 年 5 月 8 日付けロシア連邦政府令第 273 号により、被害の深刻さに従って地方・州別に設定された単価により算定される。

(4) 地方・州の森林計画

森林法典第 86 条に従い、各地方・州政府では、10 年間効力をもつ森林計画を策定している。各地方・州別にわずかな項目や構成上の違いはあるが、基本的には同様の内容となっており、地方の特色に応じた森林の利用・保護・保全・再生の方向性、経済効果等が示されている。主たる内容は以下である。

- I. 地方・州の詳細。ロシア連邦主体の森林計画策定の情動的・方法論的根拠について
- II. 地方・州の森林利用、森林保全・保護・再生活動の実施、前回の森林計画の実行期間における森林特性の変化の評価
- III. 森林資源および森林の環境形成、水源涵養、保護、保健衛生、健康増進等の有用な効果、木材製品市場、森林開発の展望の評価
- IV. 地方・州の森林計画の実施期間における目的と課題、施策の実施、計画指標
- V. 地域の森林経営システムの組織および資源的・人材的な保証
- VI. 地方・州の森林計画の実施における経済効果および期待される結果

各地方・州の森林計画は、それぞれの政府のWEBサイトにて公開されており、伐採区の林班まで分かる地図、保護区や他の利用を含めた目的別の地図等が添付資料として掲載されている。上記のコンセッション契約、森林開発計画、伐採申請書、森林利用報告に記載されている情報から林班の位置情報も参照できる。

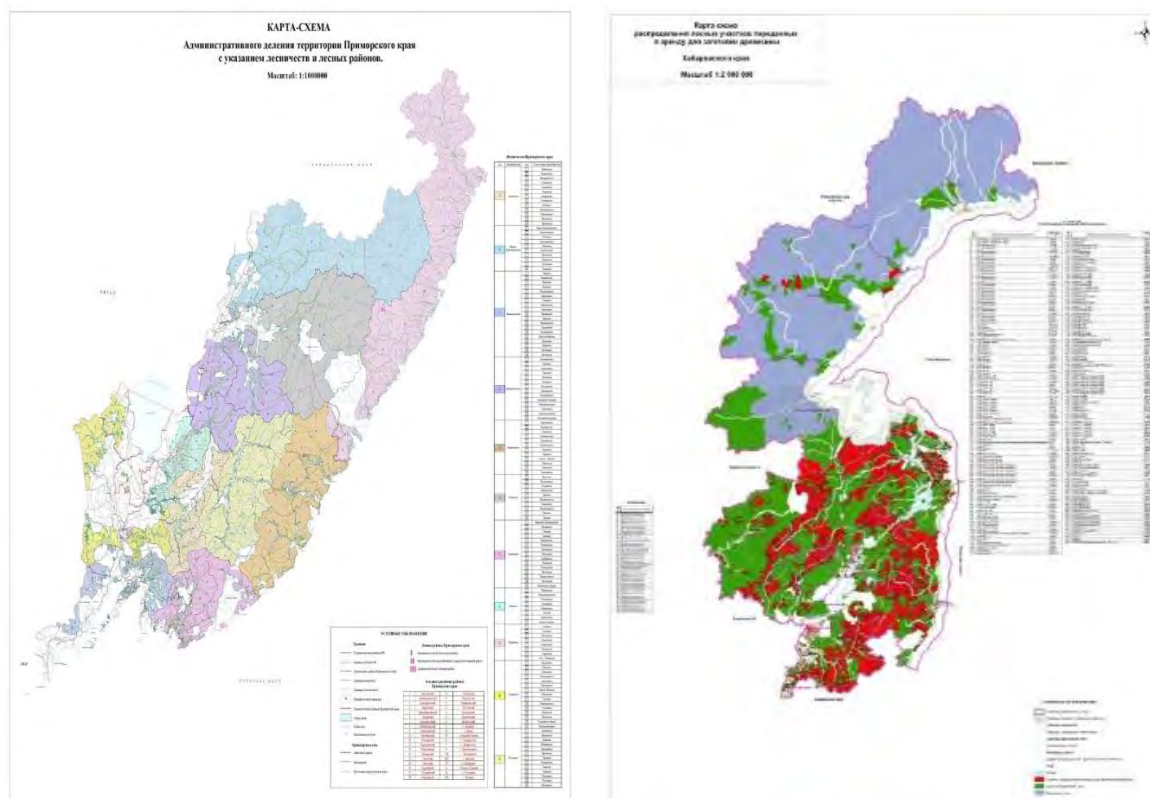


図 3.3.14 森林区が分かる地図²⁷
(左：沿海地方、右：ハバロフスク地方)

²⁷沿海地方森林計画 第1巻 (<https://primorsky.ru/authorities/executive-agencies/departments/forestry/docs.php>)
(ハバロフスク地方) (https://les.khabkrai.ru/Forest_Information/Lesnoj-plan/)

表 3.3.7. 森林伐採に関連する法令

法令	内容
森林法典 No.200-FZ(2006)	森林という概念から、利用・保護・保全・再生等の全般に関して規定されている主要な法律
第 86 条 森林計画	地方・州の政府毎に 10 年の期限で策定される。森林計画の目的・課題から開発計画等、盛り込むべき事項が明記
第 72 条 コンセッション契約	コンセッション契約についての規定
第 73 条 コンセッション料金	コンセッションを受ける場合の料金について規定
第 88 条 森林開発計画	コンセッション利用者が 10 年に 1 回策定する伐採・保護・再生等の計画について規定
第 26 条 伐採申請書	コンセッション利用者が 1 年に 1 回策定する伐採申請書について規定
第 87 条 林業規則	これに従い、各地方・州毎に森林区毎の林業規則が制定される
第 16 条 森林伐採	森林伐採の対象を、伐期に達したもの、保育伐の対象のもの等に分類して規定
第 17 条 森林の皆伐および択伐	伐採方法としての皆伐と択伐について規定
第 20 条 木材の所有権	民法に従い、木材あるいはその他の森林資源を所有する権利を規定
第 25 条 森林利用の種類	伐採、非木材林産物採取、農業利用、研究利用、レクリエーション利用等、森林利用の種類について規定
第 29 条 木材調達	木材調達の対象となるもの、樹種、調達する主体等について規定
第 8 章 国有あるいは地方自治体所有の森林地区のコンセッション契約締結の権利、または立木売買契約締結の権利に関する競売	表題の各項目について詳細に規定された章
第 11 章 森林利用料金	コンセッションあるいは立木売買契約の料金、森林の価格査定について規定
第 2.3 章 木材および取引登録の国家統一自動情報システム(EGAIS)	木材生産・流通を管理する連邦レベルの取り組みである国家統一自動情報システム(EGAIS)について規定
* 以下、森林法典以外	
森林法典および行政処分法の一部改正について No.415-FZ(2013)	木材のラベリング、EGAIS の導入について規定する連邦法
ロシア連邦民法典 N-14-FZ(2019 年改定) 第 34 章 賃貸借	伐採コンセッションの取得に際した賃貸契約について規定

<p>伐採が禁止される木材および灌木の種類(樹種)リストの承認について (ロシア連邦森林局令)N513(2011)</p>	<p>伐採が禁止される樹種が明記 (マンシュウグルミ、チョウセンゴヨウマツ、イチイ等)</p>
<p>森林開発分野における優先投資プロジェクトについて (ロシア連邦政府令)N190(2018年改定)</p>	<p>木材加工分野の発展のため、オークションなしでのコンセッション取得となる枠組み。木材加工施設の建設が条件づけられる。ロシア連邦産業商務省により策定</p>
<p>国有の森林資源の容量毎単価および森林区域毎単価について (ロシア連邦政府令)N310(2019年改定)</p>	<p>地方・州別の森林資源の単価が規定</p>
<p>ロシア連邦刑法典 N-63-FZ(2019年改定) 第 260 条 違法な木材伐採</p>	<p>一定規模以上の違法な木材伐採を刑法違反として罰する旨が記載されている</p>

3.3.3 木材流通の関連法令・書類・証明システム等

1) 法令の概要

森林伐採同様、木材流通に関連する基本的な法律は、森林法典となっている。現在の流通管理に続く同法典の重要な改正が、2013年の連邦法第415号により行われ、国家統一的なデータベースによる木材流通管理システムの構築が進められている。

(1) 木材流通に関する法令

森林法第2.1章では、沿海地方等に多いナラ・タモ等の高級樹種の丸太を一本毎に管理するためのラベリングの導入について規定されている。また、第2.2章においては、木材輸送および取引の登録が規定されており、木材樹種、容量、等級構成、仕向先、取引申請番号等の情報が記載された添付書類を付けることが義務付けられている。この添付書類が連邦レベルでの統一的なデータベース管理の際にも不可欠とされるものであり、その記載内容やフォーマットは、ロシア連邦政府令第571号「木材運搬のための添付書類について」により示されている。

この他、ロシア連邦民法典の第785条においては、木材の送り主が貨物の受け手に対して送り先情報を知らせる等の貨物輸送契約上の義務が示されている。

また、ロシア連邦刑法典の第191.1条では、明らかに違法に伐採された木材の販売を目的とした、一定量以上の取得、保管、輸送、加工に対して、刑法上の罰則が与えられる旨が記載されている。

表 3.3.8 木材流通に関連する法令

法令	内容
森林法典 No.200-FZ(2006)	
第 2.1 章 木材の登録およびラベリング	ナラ・タモ・ブナ等の高級樹種に関して、1 本毎のラベリングを行うことが義務付けられている
第 2.2 章 木材輸送および取引の登録	木材の輸送においては、木材樹種、容量、等級構成、仕向先、取引申請番号等の情報が記載された添付書類を付けることが義務付けられている
第 2.3 章 木材および取引登録の 国家統一木材および木材取引登録自動情報 システム (EGAIS)	ロシア連邦における情報システムとしての国家統一木材および木材取引登録情報システムについて規定。コンセッション契約、立木売買契約、伐採申請書、森林利用報告、木材取引情報、取引申請、実質購入量、ラベリング等の情報を、インターネットを通じて登録することが義務づけられている
第 7 章 木材売買契約	立木売買契約の価格、締結、変更、解消等について規定
森林法典および行政処分法の一部改正について No.415-FZ(2013)	木材のマーキング、EGAIS の導入について
木材運搬のための添付書類について (ロシア連邦政府令)No.571(2014)	森林法第 50.4 条に従い、木材運搬のための添付書類に記載されるべき各項目、フォーマットが規定
ロシア連邦民法典 N-14-FZ(2019 年改定) 第 785 条 貨物輸送契約	送り主が貨物の送り先情報等を送り状によって受け手に伝える義務が記載されている
ロシア連邦刑法典 N-63-FZ(2019 年改定) 第 191. 1 条 明らかに違法に伐採された木材の 販売を目的とした取得、保管、輸送、加工	一定規模以上の木材を違法に利用した場合、刑法違反として罰せられる旨が記載されている
イルクーツク州内における木材の受入・加工・搬 出ポイントの活動組織について (イルクーツク州法)N100-OZ(2018 年改定)	イルクーツク州内の木材集積場、加工工場への木材の受入・搬出ポイントの登録と流通管理の方法が定められている



写真：沿海地方においてラベリングされた丸太²⁸

(2) 地方・州における流通に関する法令

イルクーツク州では、2005年頃より未加工のまま州外・国外へ搬出される木材流通を制限する目的で、州政府主導のもとで木材流通における輸送拠点の登録と管理強化に関する様々な取組を実施している。2010年からは州法第93号および第136号により「木材受入・搬出ポイント」に関する取組が開始され、2016年には上記に加工工場を加えた、州法第100号「イルクーツク州内における木材の受入・加工・搬出ポイントの活動組織について」が制定され、上述した EGAIS との連動も規定されている。流通業者による登録は、WEB サイトの「LESREGISTR」²⁹を通じて行われ、月次の報告提出義務も課されている。同様の取組は、ザバイカリスク地方などでも実施されている例が報道されている。しかしながら、2019年12月27日付けのロシア連邦森林局のリリース³⁰では、イルクーツク林業省における数々の違法行為を理由に、同州にロシア連邦森林局の支部を創設することが明記されており、EGAIS や遠隔モニタリングの取組もこの直轄機関の下で行われることが予定されているため、同州法下の取組である木材の受入・加工・搬出ポイントが今後どうなるかは未定である。

また、沿海地方においても同様の取組として、2014年1月20日付け沿海地方政府令第7-pa号により、登録システム「IS DEKREMENT」による木材の受入・加工・搬出ポイントの登録が開始され、登録状況も公開されている³¹。しかしながら、2019年8月の同地方での林産企業および林業関係者への聞き取りでは、「IS DEKREMENT」は、同システムの運用に必

²⁸ 提供：WWF ロシア・アムール支部

²⁹ 出典：<https://lesregistr.ru/user/login>

³⁰ 出典：<http://rosleshoz.gov.ru/news/2019-12-27/n9433>

³¹ 出典：<https://www.primorsky.ru/authorities/executive-agencies/departments/forestry/reestr-punktov-priyema-drevesiny/index.php>

要な他の諸機関の情報利用に関する連邦レベルでの法的根拠を欠いているために機能していない、取組を利用している業者を知らない等、機能していることを裏付ける情報は得られていない。

(3) 木材加工に関連する法令

森林伐採と関連し、木材加工を行うインフラを建設する際の制約等については、森林法第 14 条において、また森林地域においてインフラを建設する際の用地の賃貸契約については、第 46 条において規定されている。また、ロシア連邦内で生産される木材・木材製品は、国家規格である GOST に則ることが義務付けられている。

ロシア連邦内での木材加工分野の発展については、ロシア連邦産業商務省が主導となり、優先投資プロジェクトという枠組みで、各地方・州別のプロジェクトリストが作成されている。このプロジェクトでは、木材加工インフラの建設を条件に、オークションなしでのコンセッションの取得等の優遇措置が明記されている。

表 3.3.9 木材加工に関連する法令

法令	内容
森林法典 No.200-FZ(2006)	
第 14 条 木材加工インフラ	伐採された木材を加工する工場、バイエネルギープラントの建設に関して規定。保護林等の建設が禁止される領域も規定
第 46 条 木材加工のための森林利用	木材加工のために建設される工場のための森林地域の賃貸について等を規定
国家規格(GOST)	製品分類「K」において、丸太、製材等の木材製品、紙・パルプの国家規格が示されている
森林開発分野における優先投資プロジェクトについて (ロシア連邦政府令)N190(2018 年改定)	木材加工分野の発展のため、オークションなしでのコンセッション譲渡等が可能な枠組み。ロシア連邦産業商務省により策定される

2) 許認可制度及び関連書類の概要

(1) 木材および木材取引登録の国家統一自動情報システム (EGAIS)

ロシア連邦森林局は、国内の違法な木材伐採・流通、国外への輸出の問題を踏まえ、国内で統一的なデータベースを構築し、これを管理することを目的とし、2013年連邦法第415号「森林法典および行政処分法の一部改正について」により、木材および木材取引登録の国家統一自動情報システム（以下、EGAIS）の取組を開始した。同システムは、2016年1月から運用が開始され、2017年からは、ロシア連邦関税局との協働も開始し、システムの改善を繰り返しながらコンセッション契約から輸出までの流れを管理している。

申請番号	販売者名	個別納税者番号 購入者名	日付	容量
000100332500796...	ООО "АВИКО"	3702125327	28.04.2016	Пр. 141.9 / Пс: 0
000136040040049...	Специализирован...	3663088069	07.04.2015	Пр. 0 / Пс: 0
000500381401853...	ИП Нестеров Лео...	383200395544	12.11.2019	Пр. 48.92 / Пс: 0
001100010507700...	ИП Шайногин Оле...	010100083496	11.11.2019	Пр. 1.95 / Пс: 1.95
000201040008840...	ООО "Юг-Альпис"	0104014449	11.11.2019	Пр. 0 / Пс: 0
000501070282872...	ООО "ЭкоЛес"	0104015516	11.11.2019	Пр. 0 / Пс: 0
000200390610657...	ООО "ЭкоЛес"	0104015516	11.11.2019	Пр. 1 555.5 / Пс: 1...
001100000000000...	МЭЗ ДАХ	0104015643	11.11.2019	Пр. 0 / Пс: 0
001101050389313...	ИП Шалеев Игор...	010405565654	11.11.2019	Пр. 0 / Пс: 0
001123371573920...	ИП Левишев Асл...	010506611240	11.11.2019	Пр. 0 / Пс: 0
003001040059355...	АО "Юг-Ярус"	0105069610	11.11.2019	Пр. 0 / Пс: 0
003101040059355...	АО "Юг-Ярус"	0105069610	11.11.2019	Пр. 0 / Пс: 0
002900610206843...	ИП Сташ Юрий Ас...	010702828722	11.11.2019	Пр. 0 / Пс: 0
009200000000000...	Общество с орган...	0201009885	11.11.2019	Пр. 0 / Пс: 0
000200744405463...	ИП Юмагулина Га...	021100316933	11.11.2019	Пр. 0 / Пс: 1 482.89

図 3.3.15 公開されている EG AIS の情報サイト（取引タブ）³²

同システムには、森林伐採および木材流通に関係し、すべての業者の登録が義務付けられている。伐採業者であれば、コンセッション契約、立木売買契約、国家契約等の契約書類、森林開発計画、伐採申請書、森林利用報告等の当局への提出書類の登録が必要であり、木材流通業者であれば、木材取引の情報、高級樹種に関してはラベリングに関する情報を登録しなければならない。

この木材取引のデータは、売買契約から始まり、その後売買が行われた後に実質的な取引の報告が月毎に登録される。2019年11月時点で加工業者における加工内容の報告義務はないが、加工業者による木材取引自体の情報は同様に義務化されているため、EG AIS における購入者には木材製品の購入者も含まれている。

公開されている取引情報のオープンデータでは、取引の申請番号、販売者名称、個別納税者番号、購入者名称（輸出先業者を含む）、個別納税者番号、取引日時、容量が確認できる。海外からの取引確認においては、購入者の個別納税者番号に示されているロシア国内で規定される国別コード（例：392 が日本、156 が中国）でソートすることもできる。

³² 出典： <https://lesegais.ru/open-area/deal>

下図において、左上タブから項目を選択するとソートができ、「コンセッション契約」を選択した場合には、林班の番号までが表示され、各地方の森林計画の添付書類にもなっている伐採地の地図、あるいはロシア連邦森林局のWEBで公開されている地図情報であるインタラクティブ・マップ「ロシアの森林」においてオンラインで確認することも可能となっている。また、輸入者側のインボイス、船積み書類等において、サプライヤーの名称あるいは、個別納税者番号が明確であれば、それによる木材取引履歴もソートできる。

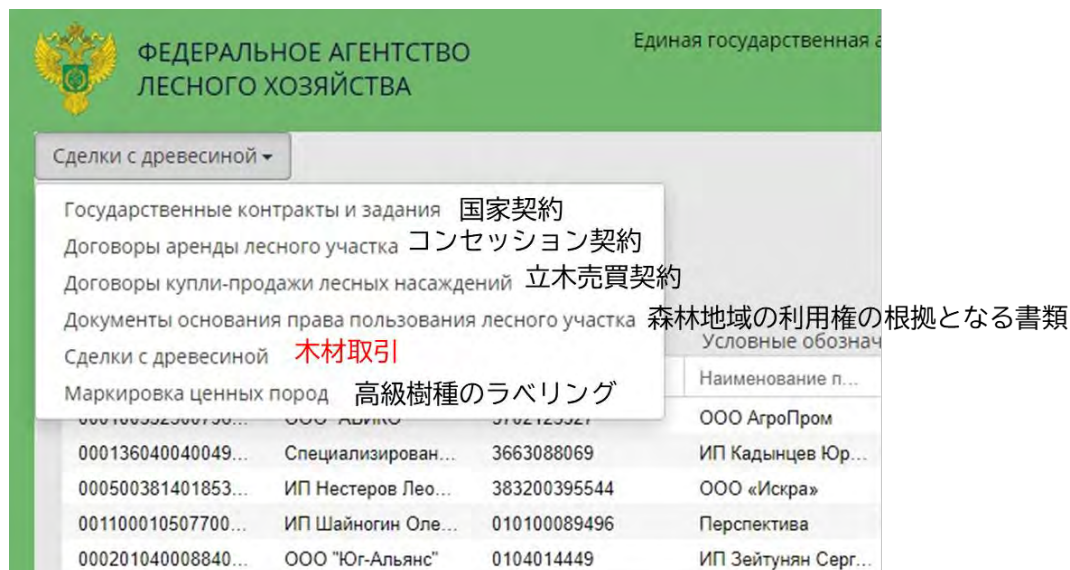


図 3.3.16 EGAIS 登録情報の種類選択画面³³

下記の図 3.3.17 インタラクティブ・マップ「ロシアの森林」は、図中①において地方・州を選択し、②において森林区（лесничество）毎でソート、その下の選択項目 1「コンセッションに譲渡されている森林」にチェックを入れると、森林利用者、所在地、林班等が検索できる。

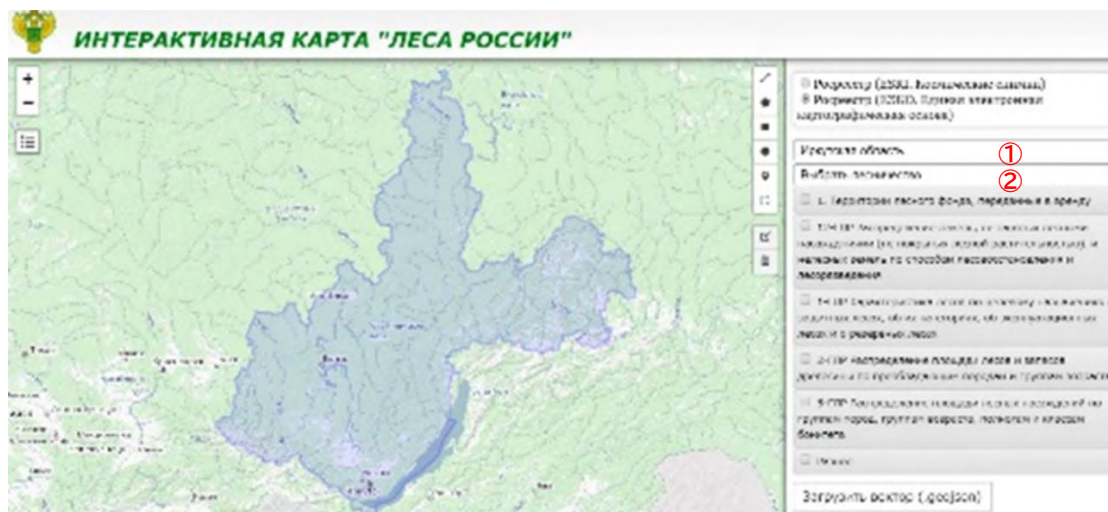


図 3.3.17 インタラクティブ・マップ「ロシアの森林」³⁴

³³ 出典：https://lesegais.ru/open-area/deal

³⁴ 出典：http://geo.roslesinfor.ru:8282/#/

下図に示す画面左上の「検索」ボタンを押すことで、より詳細な情報が入力でき、詳細な内容の検索ができる。

←「検索」を押して、詳しい情報を入力！

Поиск

Субъект РФ: Приморский край

Лесничество: Выберите значение

Участковое лесничество: Выберите значение

Название компании: Название компании

ИНН компании: ИНН компании

Сброс Найти

Выгрузить в xls

Наименование компании	ИНН компании	Дата подпис...	Субъект РФ	Лесничество	Участков ...	Урочище	Лесные квар...
Производственный кооператив "...	2515007498	06.11.2019	Приморский край	Кавалеровское	Сихотэ-Алинское		69; 70; 74
Общество с ограниченной ответс...	2517006323	06.11.2019	Приморский край	Рошинское	Восточное		334; 335; 356; ...
Сыроед Александр Николаевич	250807803701	05.11.2019	Приморский край	Сергеевское	Владими́ро-Ал...		330
Общество с ограниченной ответс...	2543098105	01.11.2019	Приморский край	Владивостокское	Шкотовское		61

図 3.3.18 EGAIS における検索画面³⁵

このようにオープンにされている情報を基に、輸入側から取得できる情報もあるが、ロシア連邦内での法人番号、個別納税者番号がなければ基本的に同システムへのユーザー登録ができない。この状態では、特定の企業により登録されたコンセッション契約、森林開発計画、伐採申請書、森林利用報告、個別の取引書類等の情報を取得するはできないが、同システムに登録しているサプライヤーの協力があれば、電子署名された各情報、取引書類を取得することができる。

³⁵ 出典 : <https://lesegais.ru/open-area/deal>

3.3.4 木材・木材製品を輸出する際の法令・証明システム

1) 法令の概要

(1) ロシア連邦からの丸太輸出関税

ロシア連邦からの木材輸出に際した税関手続きについては、関税法典により定められおり、税関申告書および添付書類としての植物検疫証明書、取引関係書類の提出が義務付けられている。また、関税全般については、連邦法「関税率について」において規定されている。これに加え、2006年より国内での木材加工業の振興を目的に、丸太の輸出関税額を段階的に引き上げる施策が取られ、ロシア連邦政府令により度々税額が変更されている。シベリアおよび極東地域において、2019年8月に実施した調査時には、ロシアからの輸出向けとなるアカマツ、カラマツ、エゾマツ等の関税額は、40%であり、2020年1月より60%となることが定められていた。税額は、樹種毎、税関コード別に定められており、高級な広葉樹種に関しては1m³あたり100ユーロが設定されている。また、特定樹種の輸出量の割り当てと税額が、2012年付けロシア連邦政府令第779号³⁶により別途規定されており、一部の企業に関しては税制優遇措置も取られている。

表 3.3.10 ロシア連邦からの木材輸出に関連する法令

法令	内容
ユーラシア経済連合 関税法典	木材・木材製品輸出の基本的な条件を規定している。2014年5月29日付けユーラシア経済連合契約以降、ロシア連邦関税法典に代替された
特定樹種に関する輸出割当について (ロシア連邦政府令)N 779(2013)	特定の樹種の針葉樹の丸太輸出を制限する
植物検疫について No.206-FZ(2014)	ロシアへ輸出入される木材の植物検疫に関する法律
関税率について (連邦法)(2019年改定)	ロシア連邦の関税率が製品別に定められている主たる連邦法
丸太関税法 (ロシア連邦政府令)No.1520(2017)	ロシア連邦から輸出される丸太への関税について
CITES 樹種の証明について (ロシア天然資源・環境省令)N297(2015)	モンゴリナラ、ヤチダモ等、CITES で輸出制限される樹種への証明書発行について

³⁶ 出典： http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_133771/

2) 許認可制度及び関連書類の概要

(1) 植物検疫証明書

ロシア連邦からの木材輸出に際しては、連邦法第 206 号「植物検疫について」において定められた方法により、ロシア連邦獣医・植物検疫監督局により発行される植物検疫証明書を添付することが必要である。本調査の対象地である、シベリアおよび極東地域において主に取引される樹種では、モンゴリナラ、ヤチダモが対象となっている。

ФЕДЕРАЛЬНАЯ СЛУЖБА
ПО ВЕТЕРИНАРНОМУ
И ФИТОСАНИТАРНОМУ НАДЗОРУ

FEDERAL SERVICE
FOR VETERINARY
AND PHYTOSANITARY SURVEILLANCE
OF THE RUSSIAN FEDERATION

ФИТОСАНИТАРНЫЙ СЕРТИФИКАТ
PHYTOSANITARY CERTIFICATE 11277260124115015 (2)

(4) Кому: Организации (им) по карантину и защите растений (страна) Республика Беларусь
To: Plant Protection and Quarantine Organization of (country)

I. Описание груза - Description of Consignment

(1) Экспортёр и его адрес ООО " " Россия, Московская область, Дмитровский район, пос. Рыбное.
Name and address of exporter д/деление №46

(3) Заявленный получатель и его адрес ООО Беларусь, г. Минск, ул. Скрыганова,
Declared name and address of consignee

(5) Место происхождения Российская Федерация
Place of origin

(6) Заявленный способ транспортировки автомобильный/Грузовой автомобиль АА 0288-7/9460 КМ
Declared means of conveyance

(7) Заявленный пункт ввоза Республика Беларусь
Declared point of entry

(8,9) Количество мест и описание упаковок 14 мест
Number and description of packages

Отличительные знаки (маркировка) без маркировки
Distinguishing marks

Наименование продукции и заявленное количество /Name of produce and quantity declared
доска обрезная из сосны обыкновенной 18 м3; доска обрезная из ели обыкновенной 22 м3

Ботаническое название растений Pinus sylvestris, Picea abies
Botanical name of plants

(10) Настоящим удостоверяется, что растения, растительные продукты или другие подкарантинные материалы, описанные выше, были обследованы и/или проанализированы согласно существующим официальным процедурам и признаны свободными от карантинных вредных организмов, перечисленных импортирующей договаривающейся стороной, и отвечают действующим фитосанитарным правилам импортирующей договаривающейся стороны, включая таковые и для регулируемых некарантинных вредных организмов.
This is to certify that the plants, plant products or other regulated articles described herein have been inspected and/or tested according to appropriate official procedures and are considered to be free from the quarantine pests, specified by the importing contracting party and to conform with the current phytosanitary requirements of the importing contracting party, including those for regulated non-quarantine pests.

II. Дополнительная декларация - Additional declaration

По прибытии в место доставки (назначения) информировать территориальное управление Главной госинспекции по семеноводству, карантину и защите растений Республики Беларусь.

III. Обеззараживание - Desinfestation and/or disinfection Treatment

(12) Способ обработки /Treatment method нет

(13) Химикат (действующее вещество) /Chemical (active ingredient) нет

(14) Экспозиция и температура /Duration and temperature нет

(15) Концентрация /Concentration нет (16) Дата /Date нет

(17) Дополнительная информация /Additional information нет

Место выдачи /Place of issue РОССИЙСКАЯ ФЕДЕРАЦИЯ
Отдел карантинного фитосанитарного контроля на Государственной границе
Российской Федерации, г. Москва

Уполномоченное должностное лицо Федеральной службы по ветеринарному и фитосанитарному надзору
Authorized officer of the Federal Service for Veterinary and Phytosanitary Surveillance

Сенатарова Н.Н.
Дата /Date 24 Ноябрь 2015 Подпись /Signature

Примечание: Данный сертификат не накладывает никаких финансовых обязательств на Федеральную службу по ветеринарному и фитосанитарному надзору, а также на ее должностных лиц и представителей.
Note: No financial liability with respect to this certificate shall attach to Federal Service for Veterinary and Phytosanitary Surveillance or to any of its officers or representatives.

№ 10000000000000973842 В № 6288791

図 3.3.19 植物検疫証明書のサンプル³⁷

³⁷ 出典 : <http://sevtest.su/fitosanitarnyj-sertifikat/>

(2) CITES

CITES (ワシントン条約) に則り、絶滅の恐れがある木材樹種として付属書に登録されたものに関し、ロシア連邦天然資源・環境省下のロシア連邦自然利用監督局による出所の確認が行われ、書類が発行される。

(введено Приказом Минприроды РФ от 29.01.2009 N 12)

ОРИГИНАЛ/ORIGINAL				
КОНВЕНЦИЯ О МЕЖДУНАРОДНОЙ ТОРГОВЛЕ ВИДАМИ ДИКОЙ ФАУНЫ И ФЛОРЫ, НАХОДЯЩИМИСЯ ПОД УГРОЗОЙ ИСЧЕЗНОВЕНИЯ (СИТЕС) CITES CONVENTION ON INTERNATIONAL TRADE IN ENDANGERED SPECIES OF WILD FAUNA AND FLORA		СЕРТИФИКАТ О ПРОИСХОЖДЕНИИ CERTIFICATE OF ORIGIN N ДЕЙСТВИТЕЛЕН ДО (VALID UNTIL):		ФЕДЕРАЛЬНАЯ СЛУЖБА ПО НАДЗОРУ В СФЕРЕ ПРИРОДОПОЛЬЗОВАНИЯ Герб FEDERAL SERVICE FOR SUPERVISION OF NATURAL RESOURCES MANAGEMENT OF RUSSIAN FEDERATION ул. Б. Грузинская, 4/6 РОССИЯ, 123995, ГСП-5, Москва, Д-242 4/6 ul. B. Gruzinskaja, Москва, D-242, GSP-5, 123995 RUSSIA
Импортер		Importer		Особые условия Special conditions
Экспортер/реэкспортер		Exporter/re-exporter		
РОССИЯ/RUSSIA				
Русское и латинское названия животного или растения, включенного в Приложение III СИТЕС Common russian and scientific name of animal or plant of Appendix III CITES	Описание образцов, включая метки Description of specimens, including identifying marks or numbers	Страна происхождения образца Country of origin of specimen	Количество Number	Страна, включенная в Приложение III СИТЕС Country of Appendix III CITES
A				
B				
Настоящий сертификат выдан: This certificate is issued by: Россия Москва Moscow Russia				
		Дата (Date)	Подпись и печать (Signature and official seal)	
Подтверждение вывоза (реэкспорта)		Заполняется в пункте пересечения таможенной границы Российской Федерации		
Название образца	Количество	Пункт пропуска		
A				
B		Дата		
		Подпись должностного лица и печать		
		Номер коносамента/авианакладной		
Для живых животных данный сертификат действителен, только если условия транспортировки соответствуют рекомендациям СИТЕС, а в случае авиатранспортировки - правилам ИАТА. For live animals, this certificate is only valid if the transport conditions conform to the CITES Guidelines for Transport of Live Animals or, in the case of air transport, to the IATA Live Animals Regulations				
Административный орган СИТЕС в России Management Authority of CITES in the Russian Federation		Для международной связи/For international contacts Тел./Tel.: 7(095) 254 79 38. Факс/Fax: 7(095) 254 43 38. Для связи внутри страны/For national contacts Тел./Tel.: (095) 254 73 22, 254 57 83. Факс/Fax: (095) 254 43 38.		

図 3.3.20 CITES 樹種の出所に関する証明書サンプル³⁸

³⁸ 提供: WWF ロシア・アムール支部

3) 証明システム及び関連書類の概要

本調査を実施した2019年時点では、木材・木材製品の輸出に際した政府による合法性証明システムは確認されなかった。本報告書3.3.3-2) 許認可制度及び関連書類の概要の(1)において紹介したロシア連邦森林局による違法木材・木材製品の伐採および流通管理システムであるEGAISの情報を通じて、日本側と直接取引のあるロシア側の最終サプライヤーを契機にデューデリジェンスを開始することが、ロシア連邦の法に則ったデューデリジェンスの方法といえる。また、これ以外にも個別の地方・州において業界団体や企業独自による証明システムもある。欧州地域に主たる市場をもつロシア西部と比較すると、森林認証制度が発展途上にある地域では、そのような証明方法を採用する例もみられる。

(1) ダリエクスポートレスによる証明書

極東地域に限り、ダリエクスポートレス（極東木材輸出業者協会、以下 DEL）による証明を合法性証明として活用する例もあり、この証明書をベースに、各業者が取引毎の証明書を作成する例もみられる。

DELは、1990年8月23日に設立された、極東の大手企業21社が所属する業界団体である。所属企業の業種は、素材生産、製材、鉄道輸送、船舶輸送等多岐にわたっており、年4回の全体会議と月毎のカンファレンスコールにより各社の状況を共有している。また、日本木材輸入協会と緊密に連携しており、ロシアや日本にて会議を行い常に情報交換を行っている。

DELによる証明書は、2006年4月にハバロフスク市で開催された日露木材会議において、日本木材輸入協会との間で取り交わした覚書に基づき、所属企業の取扱う木材・木材製品の合法性を担保する目的で運用が開始された。企業の認定に際しては、①企業の法人資格に基づいた企業活動の合法性、②納税を証明する書類、③森林ファンドにおいて森林資源を利用する権利関係書類等により合法性の確認が行われる。

表 3.3.11 輸出向け木材製品の調達および共有の合法性に関する
ダリエクスポートレス証明の発行日および期限³⁹

No.	企業名	発行日	期限
1	ワニノレスエクスポート	2016.11.25	2019.11.25
2	プリモルスクレスプロム	2018.12.12	2021.12.12
3	リンブナン・ヒジャウ MDF	2018.9.4	2021.9.4
4	テルネイレス	2018.10.4	2021.10.4
5	タルゴヴィ・ドム RFP	2018.8.22	2021.8.22
6	シェレホフスキイ KLPH	2018.9.4	2021.9.4
7	スメナ・トレーディング	2019.8.20	2022.8.20

³⁹ ダリエクスポートレス (2019)

この DEL による証明は、FSC や PEFC へ移行するための一時的・過渡的なものとして位置づけられている。2019 年 8 月の時点で、DEL による証明を受けた所属企業は 7 社。このうち、FSC の認証を受けた企業が 1 社、PEFC 認証が 3 社と、証明が開始された当初よりも森林認証取得企業は増加している。

DEL による証明は、原則的に発行後 3 年間有効であり、業界団体認定としての性質を持つ。このため、出荷されるロット毎、取引毎に木材・木材製品の出所を証明するためには作られていないが、所属企業のなかには、この証明をベースとしながら、自社の責任において取引毎の証明を作成し、船積み書類に添付している例もみられる。



図 3.3.21 ダリエクスポートレスによる証明例⁴⁰

⁴⁰ 提供：日本木材輸入協会

この個別企業による証明では、シッパーの企業名、住所、個別納税者番号、船積みの日付、木材・木材製品の樹種および容量等の詳細な情報が確認できる。前述した EGAIS に登録された情報との照合を行うことで、合法性に関するより多くの情報を取得できる。

また個別企業による自己証明としては、イルクーツク州の林産業者が EUTR に対応するために合意書を発行している例もあり、社名、所在地、個別納税者番号等の企業情報に加え、①品目、②容量、③樹種および学名、④出所に関する証明（必要に応じて取引単位で発行）、⑤製品素材の産地、⑥素材のサプライヤー情報（ハイリスクな産地については、出所およびサプライチェーンの確認を実施）、⑦自社が調達する素材のハイリスクな地域については、第三者機関のサポートのもとで出所およびサプライチェーンの確認を実施、⑧森林認証についての情報（FSC、PEFC 等がある場合）、⑨審査情報（SGS、TLTV 等）、⑩その他の証明情報等を、EUTR に対応するためのデューデリジェンスとして提供することが明記されている。

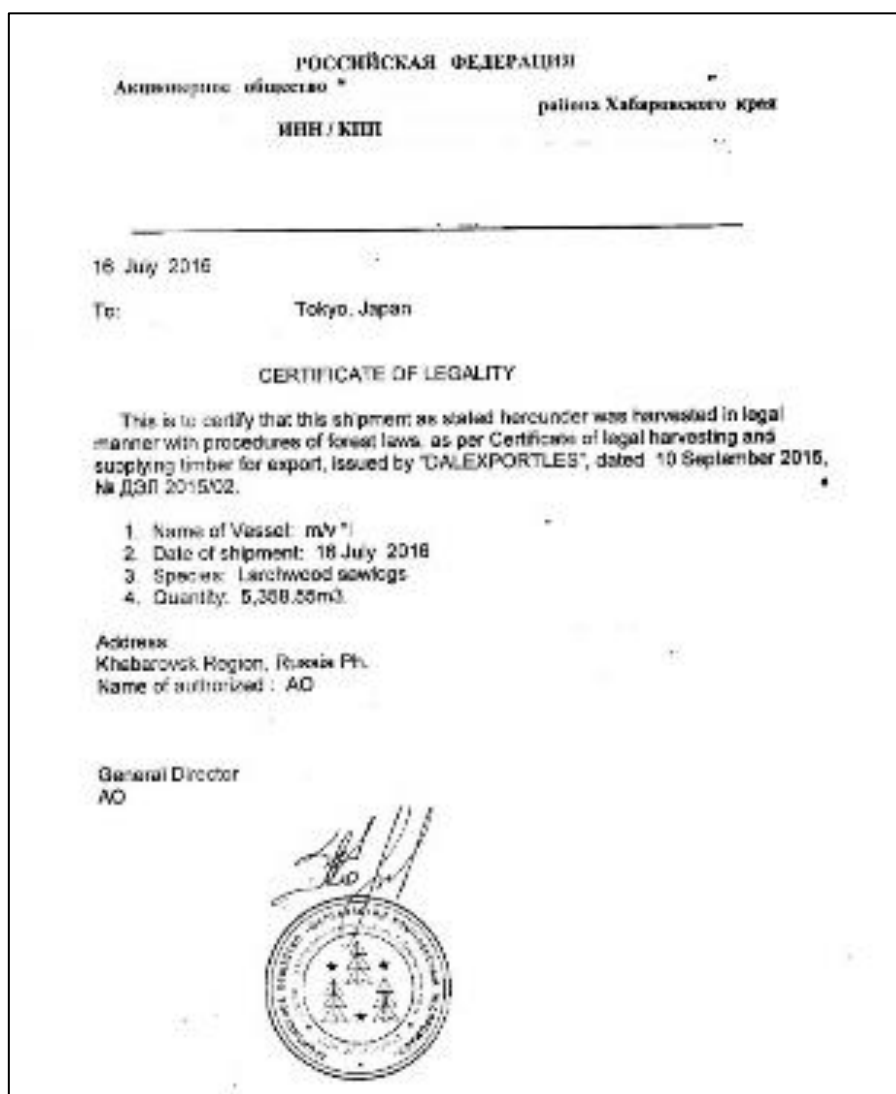


図 3.3.22 個別企業によるダリエクスポートレス証明を用いた自己証明の例⁴¹

⁴¹ 提供：日本木材輸入協会

(2) VLTP –SGS による証明システム

極東地域のハバロフスク地方では 2005 年以降、地方政府が主導する違法伐採対策として、認証審査機関である SGS の VLTP (Validation of Legal Timber Program) を採用し、登録が任意である合法性証明システムとして、ハバロフスク森林認証センターを本部として、2006 年 1 月 20 日から正式に業務を開始した。同システムは当初、ENA FLEG や EU FLEGT などの国際的な要求を満たすことを目的として普及が計画されたが、2019 年 8 月に上記の森林認証センターに確認したところでは、2009 年にそのサービスを停止している。

しかしながら、上記の森林認証センターは、組織の改編を経ながら、現在でもハバロフスク市において操業しており、プロジェクトベースで外部の森林専門官を雇用しながら、森林認証に関連したコンサルティング業務を継続している。VLTP の業務は終了してはいるが、極東地域の森林の情報に精通していることから、伐採地情報の取得、認証取得に関する相談等を行うことが可能となっている。